

令和3年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年6月24日から令和3年7月2日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年6月28日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴 木 茂 雄	会 計 管 理 者	五十嵐 吉 雄
総 務 課 長	板 橋 正 良	政 策 財 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
生 活 課 長	新 井 田 英	建 設 課 長	古 川 一 夫
産 業 課 長	宇 内 勝 良	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代		

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

なお、代表監査委員、仙波利郎君より、公務のため、欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 2 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、3 番、物江政博君、4 番、赤城大地君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（水野孝一君）

日程第 2、これより一般質問を行います。

まず、通告により、11 番、五十嵐一夫君、登壇願います。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。11 番、五十嵐一夫です。通告の順に従い一般質問をいたします。

まずは古川新町長ご就任おめでとうございます。古川新町長とは 2000 年の町議会選執行後、同期の議員であり、今回、同期の議員から町長を輩出しました。エールを送るとともに町政の舵取りよろしく願いいたします。

今回、私が質問するのは町長選にあたり町長の掲げたスローガン、公約の中から論戦をしていきます。「変える勇気！」をスローガンに掲げました。坂下町が財政難にあえいでいる中、コロナの難題に直面し大変な課題に取り組んでいかななくてはならない。新町長の手腕に期待するところであります。

それでは通算 84 回目の質問に入ります。

第 1 に町長の政治姿勢を問うであります。

1、新町長の「変える勇気！」について伺います。この度の町長選挙において新町長は

「変える勇気！」を前面に打ち出しました。坂下町をどう変えていくのか伺うものです。就任したばかりで取り組みの準備、整理がまだできていないかもしれませんが、構想の中で次のことについて考えがまとまっていたらお示してください。

(1)町機構・組織について変える考えがあるのか。

(2)町職員人事について変える考えがあるのか。

(3)町自体をどう変えていく考えか。

2、町長選のリーフレットに搭載した公約から質問します。具体的な施策ですので突っ込んで伺います。

(1)人づくり・少子化対策支援。

医療機関における産科設置推進について伺います。厚生病院がまもなく新施設に移行するが新厚生病院は産科の診療など考えていないことを明言しています。産科の設置推進が可能でしょうか。

(2)健康づくり。

サイクリングコースの構造について道の駅と連携しての大川喜多方サイクリングロードの充実と早期完成を提案するが、町長はどのような考えか伺います。

パークゴルフ場の構想について、設置の位置、規模、時期について伺います。グラウンドゴルフは草を刈りこんだところでも学校の校庭のようなところでも場所の選定は容易です。しかしパークゴルフとなれば専用のコースをつくらねばならず、日常の管理も必要です。坂下周辺では高郷地区の温泉に付随して設置されています。坂下で新たに設置するとなれば場所と建設費用を要します。本当に必要でしょうか、近隣の施設利用に活路を見出してはどうでしょうか。熟慮して答弁願います。

(3)産業のさらなる振興。

人を呼び込む資源の紹介・発信についての具体的取り組みについて伺います。今まで移住定住や婚活、企業誘致など様々な取り組みを坂下町は実施してきました。他市町村も同等な施策を講じてきました。今回の公約は今までの施策の継続なのか、目新しい施策があるのか伺います。

(4)新しいまちづくりの推進。

各地区においての町長との懇談会の実施について伺います。前町長、前々町長において、町長との懇談会開催は実現しなかったことです。私は今まで何度も申し上げました。今回選挙公約で取組項目として取り上げたことは、歴代町長が成し得なかったことであり新町長に画期的な取り組みと称賛します。

それでは具体的にどのようにしていくのかです。時期はいつから始めるのか、地区とは旧地区単位か、きめ細やかに大字、あるいは集落単位か、また時間は日中か夜間かご期待申し上げます。

第2に町が抱える課題について伺います。

町が抱える難題があります。区画整理、下水道整備、新庁舎建設、糸桜里の湯等が当面の大きな課題かと考えます。この中で新庁舎建設と糸桜里の湯についての取り組みを伺います。

1、新庁舎建設について。

庁舎は災害発生時における指揮命令を行う中枢の場所です。特に震災に耐えられない建物のままでいいのでしょうか。現庁舎は設備も老朽化して特に給排水に支障をきたしているようです。職員は庁舎の水道水を直接飲料水として利用しているのでしょうか。

建物が震災で使用不能になったらどうするのでしょうか、大災害に住民の救助に支障が出ないように対応しなければいけません。財政が逼迫しているとはいえ会津の大地震から 400 年経過しています。震災対策予断を許さない状況ではないのでしょうか。

新庁舎建設は財政危機であろうがなさねばならない喫緊の課題です。庁舎建設の積立もある程度あります。庁舎位置については既に議決も済んでいます。早期に敷地の確保から進めるべきと提言します。新町長の考えを伺います。

2、糸桜里の湯について。

糸桜里の湯については、指定管理者の募集が発表されましたが、町の示した計画に沿って進めるのか、変える勇気で計画を変えるのか、新町長の考えを伺います。

第 3 に、町長の町の条例、規則、規定等の法令遵守であります。

1、新町長におかれましては、町の決まりの遵守の姿勢についての本気度を伺います。

日本国には憲法のもと法が制定され、またいろんな決まりがあり、国民は等しく定めに従って行動し、国民は法や定めによって守られる。権利の主張もあるが義務もあるわけです。

今回、このような小中学生の社会勉強みたいなことを言うのか、なのです。町にもいろんな決まりがあるわけですが、今回、町長が新しくなりましたので新町長におかれまして町の決まりを強く遵守する姿勢なのか、の本気度を伺うものです。

特に今まで議論してきましたが、建築行政において、中村街道地区計画の中村街道沿いの 2m の歩行者空間、坂下西第二地区のまちづくり協定での用地についての事項と壁面線についての事項についての取り組みの姿勢が、弁解じみたものであったからです。

ここまでが壇上からの質問であります。アドリブであります。

今回の町長選におきましては新人の無競争当選と異例でありました。新町長を応援した多くの町民の熱意が通じたのでしょう、応援した方々の結果でもあります。

一方で下馬評では私を含め何人かありましたが、立候補なく無競争になりましたのは、私も含め動かざることが新町長を生んだ大事な立役者の一人とも言えます。また選挙戦を待ち望んだ町民からすれば、町長選挙なしの A クラスの戦犯者とも言え、落胆をさせてしまいました。

そんな私ですが、今まで多くの価値ある提言をしてまいりました。何卒大事に取り扱いの上、お聞き入れいただき、公正な町政執行お願いしたく申し上げ、終わります。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さんおはようございます。

11 番、五十嵐一夫議員のお質しについて、お答えいたします。

今回の一般質問にあつては、私の選挙公約についてのお質しが多くの方からありますことから、公約の基本的考えを述べたいと存じます。

私は皆様ご存知のとおり、議員生活 20 年、議長経験 6 年の中で、現在の会津坂下町として充足しているもの、足りないものは何かと考えてまいりました。その中でも、議長の時代にあつては、会津坂下町議会の品格をより崇高なものとするべく努力をし、議員皆様と議会改革に努めさせていただきました。

公約につきましては、会津坂下町にとって今、何が足りないのかと自問自答したとき、その中心には若者を据え、若者でなければ町の活性化、発展は望めないのではないかと考えております。それは、現在町が進めている第六次振興計画に相通じるものと考えております。

私の公約については、まだまだ不十分であると認識しております。選挙の中でいろいろなご意見も賜ってきました。公約及び町民からの要望等については、今後の町の振興計画、実施計画への計上をしていくことにより、皆様からのご意見、ご審議を賜り実施に移してまいりたいと考えております。

最初からすべて実行をしていくことは、財政面からも困難なことは認識しておりますが、一步一步着実に取り組んでいくことが重要と考えております。今後 1 期 4 年の中で少しでも変化をもたらすように努め、「振り返ったときに、あの時と比べて良い方向に変わった」と言っていただけるよう、町民の皆様のお力をお借りしながら町政運営に努めてまいります。

はじめに、ご質問の第 1 の 1 の (1) についてお答えいたします。

町の組織機構につきましては、直近においては平成 26 年度に部制から課制へ見直しを行うとともに、子ども課を新設し未来を担う子どもたちに関わる行政サービスの一元化を行い、支援の充実が図られたところです。その後、組織の大幅な見直しは行っておりませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大の結果として、新しい生活様式や働き方が広まってきており、国においてもデジタル庁の設置や地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が本年 9 月に施行されるなど、地方自治体においてもデジタル化による変革が求められております。

また、福島県会津地方振興局を中心に 13 市町村が連携し、共通する業務の標準化に向けての検討が始まっております。このような国や県の動き、また広域的な市町村の連携によって町の組織機構につきましても、その変革に呼応した見直しは必要であると認識しておりますので、町民の皆様にとって身近で利便性の高い行政サービスが提供できる組織機構を目指し、見直しに向けた調査研究を進めてまいります。

次に、(2) についてお答えいたします。

職員の人事につきましては、既に導入し運用しております人事評価制度の活用を基本とし、また職員の自己申告書の内容を加え判断し、適材適所へ配置するとともに、職員が能力を最大限発揮できるよう各種研修を実施してまいります。

次に、(3) についてお答えいたします。

町を変えるためには、職員の意識改革も重要であると考えております。6月16日の就任式で職員に向けた訓示において、職員と三つの約束をいたしました。一つ目に、庁舎内は勿論のこと、通勤時においても町民の方と会ったら挨拶、声掛けをすること。二つ目に、役場に来庁されたお客様には親切丁寧に対応すること。三つ目に、町民の皆様からの要望などに対して「町にはお金がないから」とは言わないこと。これらのことを一人ひとりの職員が実践するとともに、知恵を出し合うことによって、変化が生まれ、町民皆様からさらに信頼される行政を目指してまいります。

次に、2の(1) についてお答えいたします。

少子社会を迎え、出産や育児を安全に安心して行い、その家族の健康が保持増進されるためには、地域の身近な医療機関で出産を迎え、必要な支援が受けられることが大切です。また、そうした環境を構築することが行政機関の責務でもあります。

町では、両沼町村会及び議長会、会津総合開発協議会会津若松地方部会等により、機会あるごとに強く国・県へ要望活動を行っております。しかしながら、平成20年4月に坂下厚生総合病院の産科が廃止以降、会津西部においては身近に出産ができる病院・診療所がないといった状況が続いております。

会津西部地域の中核的病院である坂下厚生総合病院、ひいてはその運営をしているJA福島厚生連に対しても、お願いをしている状況にありますが、県全体でも産婦人科医師の不足は課題となっており、その早急な確保は困難な状況にあります。

産科診療体制整備の要望は、町単独では進展が困難なことから、今後も引き続き、県医療計画に則り、会津圏域全体の整備として、国、県等への要望活動を継続してまいります。

次に、(2) についてお答えいたします。

町民の健康増進を図るためには、誰もが気軽に運動できる環境をつくる必要がありますと考えております。

議員お質しの「大川喜多方サイクリングロード」につきましては、未整備区間の全線完成に向け整備が進められております。県と会津若松市、喜多方市、会津美里町、湯川村、会津坂下町、観光関係団体等で組織する「大川喜多方サイクリングロード利活用推進検討会」では、サイクリングロードを活用した大会等の開催に向けた準備として、自転車で走行する現地調査やマラソンのプレ大会を実施しております。町といたしましては、サイクリングロードの利活用をとおした、道の駅あいつの誘客の拡大を目指し、湯川村・道の駅と協議してまいります。

また、道の駅あいつ西側の阿賀川堤防内については、第2期拡張整備が令和7年度に予定されております。町といたしましては、堤防内を芝生化し、バーベキューやキャンプ場の他、グランドゴルフやパークゴルフ等のスポーツを楽しめる場所として活用する

ことについて、阿賀川河川事務所と協議してまいります。

次に、(3) についてお答えいたします。

町からの情報発信については、広報誌や町ウェブサイトなどによるもののほか、産業に関するもの、特に商工観光部門においては各種パンフレットの活用や物産の販売促進活動などをおして実施していましたが、昨年から続くコロナ禍の影響により、イベントの延期や中止を余儀なくされており、活動自体が制限されている状況にあります。

しかし、このような状況にあってもできることはあると考えており、その一つが、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブなどに代表されるいわゆるSNSを活用した情報発信となります。SNSは、スマートフォンやパソコンを使ってウェブ上で社会的な交流を構築できるサービスであり、今や日常での情報収集や情報交換に欠かせないツールとなっております。

町は、3月に公式のインスタグラムとツイッターのアカウントを取得し運用を開始いたしました。商工観光部門では、特にインスタグラムを活用した情報発信に力を入れており、毎日、本町の物産紹介やグルメ情報、観光情報、日常の風景などを写真付きで紹介しております。

これは、コロナ禍であっても、本町の物産に興味を持っていただき、インターネット通販などによる物産販売を促進したい、あるいは、アフターコロナにおいては、ぜひ本町を訪れていただきたい、という思いをもって実施しているものであります。

おかげさまで、これまでに本町のアカウントをフォローしていただいている方は400名を超え、徐々に広がりを見せております。

今後も色々なツールを活用しながら、町の情報発信力の強化に取り組んでまいります。

次に、(4) についてお答えいたします。

第六次会津坂下町振興計画では、第四次振興計画から続く「協働のまちづくり」の理念を継承しながら、住民・地域・行政のネットワークの中で、行政はまちづくりの中心的な担い手として地域課題の解決に積極的に取り組むことといたしました。

昨今、生活様式の変化や価値観の多様化、地域における担い手不足など地域課題は多様化してきており、きめ細やかな行政サービスが求められることから、町民の方々の声を伺うための懇談の場は必要不可欠であると考えております。

そのため、行政の情報を効果的に発信するとともに、地域住民のニーズや課題を把握し、その対策等を共有することを目的とした、「地域づくり懇談会」を定期的を開催することについて、第六次振興計画に掲げました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年1月の開催以来、開催できる状態にはありませんでした。懇談会が開催できる環境が早く来ることを願い、また整いしだい、私たちが各地区へ赴き、町民の方々の声をお聞きし、町政に活かしてまいりたいと考えております。

次に、第2の1についてお答えいたします。

本町役場庁舎は、昭和36年に建設され築50年を経過した建物であり、昭和57年に改定となった新耐震基準を満たしていない建物であり、早期の建て替えが求められていま

す。

議員お質しのとおり、役場庁舎は災害発生時における防災拠点としての機能を果たす役割があり、現状のままでは、有事の際に、必要な役割を果たせないことが予想されます。

町といたしましても、新庁舎建設は最重点事項として認識しており、行政センター建設基金の目標額も当初の見込みを達成できたことから、引き続き財政健全化に取り組んでいくとともに、本年度中に新庁舎建設事業の建設手法及びスケジュールをお示しいたと考えております。

次に、2についてお答えいたします。

糸桜里の湯ばんげにつきましては、本年度で現指定管理者の指定管理期間が満了することから、新たに指定管理を希望する者の公募を、5月17日より開始したものであります。

温泉施設の運営方針につきましては、大きく三つございました。1点目はできる限り温泉施設としての運営を継続する、2点目は町の財政負担はしない、3点目は1点目及び2点目の条件が整わない場合は、温泉の営業を終了し、普通財産として売却する、というものです。

今回の新たな指定管理希望者の公募は、今ほどの方針の1点目、2点目を踏まえて実施しているものであり、計画どおりに進捗しているものと考えております。なお、応募の期限は6月25日までとなっておりますが、応募はございませんでした。

この結果を受け、これまでの方針どおりであれば、普通財産としての売却へ向け準備を進めるところではございますが、町民からの継続を希望する意見が多く聞かれることに加え、今回の公募にあたり実施した現地説明会には、6社の参加があり、多くの事業者に興味をもっていただいたことから、温泉施設としての継続へ向け、改めて検討する必要があると考えております。

今後は、現地説明会に参加した6社からの意見などを聴取しながら、温泉施設として継続するために町が実施すべきことなどを整理したうえで、一定程度の財政負担等も含め町として対応が可能であるかを再検討し、可能であるならば、再度、公募を実施したいと考えております。

また、どうしても町としての対応が困難な場合は、方針どおり売却の手続きを進めてまいります。

次に、第3の1についてお答えいたします。

議員お質しのとおり、憲法をはじめとした様々な法令や条例だけではなく、日常生活の中では様々な決まりがございます。こうした決まりにつきましては、守るべきものは守って然るべきであると考えております。

今までの建築行政にかかる経緯におきましては、条例ではないので、あくまでも協力をお願いするものとの答弁で、明解感に欠ける内容でありました。私は、基本的に町として定めた条例、規則等は、法令、コンプライアンス遵守をするという立場で進めていく考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いします。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

ちょっと順序が逆になりますが、第 3 についてまず簡単に伺います。町には例規集を見ますと、条例施行規則、施行規程、規則、要綱、要領、運用についてなど、例規集に掲載されておりますけれども、例規集に掲載されていない決まりとか、町長がこれについては別に定めるとか、そういったやつというのはどのくらいあるのでしょうか。そしてどんなところにそれが明快にわかるような形になっているのか、お伺いいたします。

◎総務課長(板橋正良君)

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋総務課長。

◎総務課長(板橋正良君)

定めのない、町長が別途定める等々につきましては、今現在、条例、その要綱等々につきましても、今、町の開示できる中で示させていただいているというような状況であります。その要綱等、細則等、いろんな形で定められておりますので、その部分については、どのくらいあるのかというのは、手元にありませんので何ともお示しすることはできませんが、相当数、要綱等はございます。その中で、今現在開示している部分が全てであるというふうな形で考えているところでございます。以上でございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

その他については定めるといことも、一つの決まりと、守るべき事項として考えてよろしいのかお伺いいたします。

◎総務課長(板橋正良君)

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋総務課長。

◎総務課長(板橋正良君)

定めのない部分については、その細則、要綱等、あと協定という部分もございますから、その部分については皆様方に、こういう中で決まりを守っていただきたいということでお示しさせていただいているというような状況でございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

そういったことの現実をいただいております、次回 9 月に、先ほど通告に触れました中身で、建設関係、都市計画関係のことでぎっちりやりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて第 1 のほうにいきます。町長の「変える勇気！」についてということで、町機構・組織について変える考えがあるのかということで、やはりなかなかすぐにはぱつといかないというふうな、4 年の中で少しでも変化をもたらすように努めるというようなことでおりました、答弁あったんですが、新町長も議長としてずっと町、町政には参画していましたけれども、現組織に対する評価もあると思うんですが、現組織に対する評価についてはどのように考えているのか、お伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

◎副町長(日下亮君)

議長、副町長。

◎議長(水野孝一君)

日下副町長。

◎副町長(日下亮君)

組織機構の改革につきましては、前の町長も話されておりました、今年の 12 月の議会にも皆様にご提案をしたいということで明言をしております。その部分の理由は二つございます。はっきり言わせて。

今の現組織、皆様ご覧になって、どう見ているかという部分については、やはりどうしても課長、班長、係長というような部分で、なかなか職員を増やせないという状況下にあって、やはり働いて、第一線で働く若い職員がなかなか不足をしている。そういう状況に一つ対応をしなければならない。

あともう 1 点は、最近ここ 10 年来の部分であります、採用の部分の男女の比率をご覧になっていただければわかると思います。どうしても女子の部分の職員の採用が多ございます。そのときに町民の方から結構これ話が出ています。危機的な部分の災害等々が起きたときには、第一線で女子職員に、お前、行けと指示をできるのかと、それは男

女の部分の差はないと、そういう部分で職員を育てているしということで教育もしているということで答えてはおりますが、はたして組織の部分で、その今まで話した2点については、やはりこの12月議会の部分を目処として、来年の4月には新しい組織として発足という部分で考えてございます。以上であります。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

わかりました。

続いて(2)についてお伺いいたします。適材適所へ配置するとともに、職員が能力を最大限発揮できるよう各種研修を実施してまいるということでありますけれども、もう一つお聞きしたいのは、4月に人事異動行ったばかりですが、古川町長職務執行のために、なにか考えがあるのか、齋藤前町長が残した人事をある程度の期間は執行していくのか、その辺について再度お伺いいたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

4月に人事異動ありまして、今、職員の方、みんな職場についておられるわけですが、適材適所へ配置されたものと認識しております。でありますから、ここ目先すぐにも人事異動が必要だなというものは、私としては今持っておりませんが、来年4月からも、この適材適所という言葉を大切にしながら、また職員の意向も聞きながら配置してまいりたいと、こんなふうに考えております。以上でございます。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

はい、わかりました。

(3)についてお伺いいたします。三つの約束をしたということで、もうすでに挨拶とか、懇切丁寧、あと三つ目の、お金がないからというのは、まだまだちょっと実践の部分がわからないと思うんですが、一つ目、二つ目について、こういうふうに示されて、就任から何日か経ちましたが、何か変化があらわれたのか。そこについてお伺いいたします。

その２点で。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

この三つの職員に約束をしていただきました。というのは、先ほど答弁しましたとおり、町を変える、まず最初に何が変われば変わっていくんだというような考えの中で、まず役場の中が変わっていかなければ、町は変わるはずはないなど、こんな思いでした。そういうことから、役場が変わるということは、働く職員の皆様の意識が変わっていかなければ、役場そのものも変わりません。でありますから、この三つについて約束をさせていただきました。本当に基本的なものであります。変わったものではありません。

ただ、なかなかこういった簡単なものでありますが、なかなか実践するということが難しいといえれば本当に難しいものでもあるんだと。やっている人から言うと、簡単だとは言いかねませんが、なかなか難しい点でもあるんだと、こんなふうに私も思っておりますし、改めて約束をお願いしたわけでございます。

そして、今お質しの、就任して10日になったんだから、どの辺で気付いているんだというようなお質しでございますが、まだ10日目で、私もおはようございますって玄関入るんですが、そこで、玄関でばったり会うという方々も数少なく、会った方々は挨拶していただいております。私も当然挨拶は返しますが、そしてまた、町民の方々も、私5時になって帰るわけですが、玄関にいらっしゃると、ああ、ご苦労さまでしたと声かけられるんですが、たまげて私を見るような方々もいらるというのも現状でありますから、今後やっぱりこういうことの声かけ、挨拶、ずっとやっぱり続けていく、必要なんだと改めて感じております。今後もそのことについて取り組んでまいり所存でございます。よろしく願います。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

よくわかりました。議会のほうでも、議会に対しても、訓示をもらっていいくらい我々も気を付けなくちゃいけないのかなというふうに考えます。

2にまいります。人づくり、少子化対策支援なんですが、今年、やっぱり議会のほうでもいろいろ毎年出しているんで、毎回実現不可能なことを出してどうなんだと、なぜ実現不可能かなんてというのは、新しい医療機関がもう体制ができている。そこに産婦人科をつくれなんていったって、ちょっと中の、できたばかりで変えるということは難

しいわけですね。

それで、これは直接聞いたんです。人を通して聞くとわからないから。それで産科医療の現状についてということで、坂下厚生病院さんからはこういうのをいただいたんです、やっぱり。分娩を行う際、医師のみの問題ではなく、助産師も数名採用しなければならない。施設や設備も新たなものが必要だと。新病院でも分娩の取り扱いは予定しておらず、再開も目処が立たない状態ですということで、現時点ではちょっとこのことは、もう当分無理かなと私は思いますので、ちょっと方向変換していただいたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですが、その中で、答弁のところに、今後も引き続き県医療計画に則りというところがありました。それで、会津圏全体の整備として要望活動を継続してまいると。この県医療計画に則りということは、ここに則らなければ、なかなかやっていけないということですが、この県医療計画の中に載っているのかどうか、この産婦人科の件。いかがでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

ただいまの医療計画についてでございますが、第7次の福島県医療計画、これは平成30年度から令和5年度ということで、5年度までというような医療計画でございます。この中で、10万人当たりですが、平成28年で会津、そして南会津を含めまして、これは会津と南会津が2次医療圏として設定されているというわけでございます、この28年で10万人当たり195人と、目標的には、この医師を213人まで増やすといったような、そういうような計画でございます。

そして、また今現在10万人当たり、全国では8.9人ということで医師がおりますが、福島県では6.8人、会津に換算しますと5.8人ということで、全国規模でも3名ほど少ないような状態であります。これを踏まえてこの計画の中でも、今後増やしていこうというところ、例えば福島県、福島県立医大とかいうところ、医師の受験の枠を増やすとか、そういった試みもございまして、そのような形で医師を増やしていこうというような計画でございます。その中にこういうような形で会津の部分も入っていますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

なかなか大変な努力が必要だと思います、いろんな。医師がいなければしょうがない

んですね。あと私思うんですけども、残念なのは、皆さんのお孫さん、お子さんでも、ここ 10 年以上、10 歳以上の方が坂下町生まれではないんですよ、戸籍を見るとね。会津若松市山鹿町とか、あとは中央病院さんあるところとか、だから会津坂下町生まれの人間がいなくなってしまうということが非常に残念なんです、私はね。皆さんがすごい出世したときに、偉人のようになったとき、どこどこ、会津坂下生まれって書いてないのね、会津若松市生まれなんて書いてある。だからそこが残念なの。

でも町長ね、本当にやるんでしたら、厚生病院に強く交渉してください。それで私言いたいのは、本当にやるんだったら、補助の凍結くらいしますよという覚悟で、腹を刺し違えるくらいの覚悟でやっていただきたいということを申し上げて、ここについては終わります。

あと健康づくりなんですけど、サイクリングについてですけども、ロードもありますので、道の駅と賑わいのために連携していただきたいと存じます。

あとパークゴルフ、ちょっとどのくらいかかるか、非常にお金もかかると思うので、もう一回よく考えていただきたいと存じます。というのは、設置が大変でありますので、そんなことを思います。

あとちょっと時間的にございますので、(4)の新しいまちづくりの推進で、町長との懇談会を願いたいということで、町長、今回、本当に目新しく取り組んでいくということですが、さしあたりコロナもありますけれども、だいたいスケジュールとか、どういったところからやっていこうとか、自分の地元からやっていくのかとか、もうちょっと細かくやっていくのかとかね、その辺ちょっと抱負などを踏まえながら、ちょっと答弁いただければと存じます。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

まず結論を先に申し上げれば、必ずやります。というのは、私もこの選挙という前に、議長のときからずっと思っていた考えでもありますので、このことについては必ずや実施するというふうに思っております。

それで、今、地元からやるのか、どこからやるんだという話ですが、まだ具体的に、このコロナ禍で本当に参集していただいているのか、または一つの目安としてワクチン接種が終了すれば、ある程度のそういった参集できる目安にもなるのか、その辺は見極めながらというふうに申し上げるわけですが、できれば今年度中にもスタートしたいなと、こんなふうにも思っております。どこからということは、これからいろいろ検討しますが、何も一番最初がどこだから、最後はどこだから、別にそういうこだわりはいらないかと思しますので、順を追ってやっていきたいと。とにかくやるということだけは皆様に申し上げたいというふうに思います。以上です。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

続いて第 2 に移ります。新庁舎建設について、ちょっと私の持論を申し上げます。災害は財政に合わせてくるものではありません。待ってくれるものではありません。結果が出てみないとわかりません。しかし、怠って災害にあえば悲惨であります。財政が極端に厳しくなろうが、私は夕張のように財政パンクしようが、庁舎だけは、これは国の責任もあるので、やっぱりなんとかしなくちゃいけないというふうに思うのは、私の持論です。

それで、まず用地を確保しておくことによって計画が進められるんですけども、用地の確保については考えているのかどうか、お伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

用地の取得におきましては、先の議会でもご説明したとおり、今年度中に庁舎建設のスケジュールを確定し、その庁舎建設のスケジュールに沿って用地を取得し、設計をし、着手するというような形で、今年度中に決定をし着手をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

今度、温泉のほうをお聞きします。まず、今職員がだいたい何人くらいいらっしゃるのか。温泉をやめたときに、その影響、職員が今度職を失うこともありますし、あと取引先とか、そういったことがありますけれども、事業をやめたときの影響についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

私のほうからお答えしたいと思います。正職員につきましては4名。パートさんについては、ちょっと人数はそれぞれその場合によっても違いますのでお答えはできないんですが、今後、いわゆる公募、答弁でもありましたとおり、もう一度公募をしますので、その中でどのようにしていくのかということも、町も含めまして考えていきたいと思っておりますので、今後協議をしながら進めてまいりたいということで考えてございます。よろしくお願いします。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

指定管理者の募集の経過については、先ほどあったように一つもなかったということなんですが、町長は、温泉はやはり何とか知恵を出して、やれるものであればやりたいというふうな決意でありましたけども、やるにあたって、先ほど答弁であった決意なんですが、もう少しその熱意とか、そういったことについてありましたらご答弁いただきたいと存じます。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

この温泉施設については、私も選挙をむかえるにあたって述べてまいりました。指定管理料があまりにも膨大だということで、このようになってきたというふうに認識するわけですが、しからば、今の財政健全化に向けてと取り組んでいる状況の中で、どの程度なら継続できるということで指定管理料としても出せるのか、この辺の検討がまだできていなかったんじゃないのかなと、こんなふうにあのころは、選挙に向けては思っていました。

そんな中では、私はある程度許される範囲であれば、当初から町民の健康増進施設ということであれが設置されたわけですから、その目標は捨てずに、最後までやりきるのが本来だろうと私は思っておりましたので、今でもその辺は変わっておりませんが、ただ財政的にどこまでだったら許されるのかなと、それらを今後、財政的な問題について検討してまいりたいと、できるなら続けてまいりたいと、こんなふうに思っております。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、五十嵐一夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 13 番、青木美貴子君登壇願います。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)(登壇)

13 番青木美貴子です。通告の順に従い、一般質問を行います。

このたび、町長選が行われ、古川町長が誕生し就任なされましたこと、心よりお祝い申し上げます。お互いよきまちづくりのために、私たち議会と両輪のごとく歩んで行かれることを願う気持ちでいっぱいです。古川町長として、前齋藤町長が培ってきた町政をどう継承し、町の組織をどのように考え、また、変えなければならないと思っているのかお伺いいたします。

私が 1 期目の初めての質問では、子ども課の新設を訴え、現在では子育て中の保護者の方への大きな役割を果たしています。新町長として、組織改革も含め古川町長のカラーを出すよい機会かと思われます。私の中では事業も含め何点か疑問に思うところがあります。

一つは、ふるさと納税についてであります。現在コロナ禍において、首都圏などの一般販売や観光PRなどが難しい中、いろいろな形で坂下特産の品物を納税品として送られていますが、リピーターに結び付けられるような方法や、また努力はなされているのでしょうか、また、アンケートなどで利用者の声を拾い上げられるようなことはしているのかをお伺いいたします。やり方次第によっては町として、さらに魅力が出せる事業かと思いますが、いかがでしょうか。

次に、地域おこし協力隊についてであります。偶然にも今月号の広報に、地域おこし協力隊のご紹介がありました。もっと早く私たちも町民の目に、どんなことをしているんだろうということがわかれば、こういう質問も出なかったんでしょうけども、地域おこし協力隊としても、道の駅を中心に活動をなされておりますが、その成果や課題など、現時点での状況をお伺いいたします。

今までも何人かの方々が地域おこし協力隊として活動されてきましたが、実際活動状況が町民に見えにくく、協力隊としての町への関りや密着力が薄いように感じます。いかがでしょうか。

第 1 の 3 として、いろいろな事で政策企画班・商工観光班・観光物産協会・商工会など、組織として連携は保たれていると思いますが、お互いの役割分担が有効になされているのかをお伺いいたします。各団体の独自性を尊重しながらも、町として利益を上げる一貫性をもった連携が必要かと思ひます。そのためには、町長としてどのような商工業を目指すのか、お考えをお聞かせください。

次に、ワクチン接種についてであります。議会全員協議会でも説明はありましたが、

現在おおむね 65 歳以上の方に予約の通知が届いているようです。ワクチン接種をめぐり、高齢者の次の対象に移行する動きが強まっております。国は高齢者の接種完了を待たずに、ほかの自治体も含め 64 歳以下への接種を進めるよう促しております。感染リスクの高い職種の接種をすでに始めた自治体もあります。現在の町の進捗状況と展望について伺いいたします。

最後に第 3 の質問として、現在町では新興住宅の建設が進み、またこれから中岩田団地の跡地も住宅地として販売され、昔ながらの町の行政区の形が変化しつつあります。問題として、自治会の崩壊の危機とともに、区長や民生委員、消防団など個々の団体の組織が危ぶまれると思いますが、町としては今後組織編成も含め、どのように見通されるか伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議いたします。

（午前 10 時 59 分）

再開を 11 時 10 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

まず冒頭に、先ほどの五十嵐議員、青木議員におかれましては、お祝いの言葉、激励の言葉いただきましたことに対し、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、13 番、青木美貴子議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第 1 の 1 についてお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、平成 20 年度の制度創設以来、地方自治体の自主財源確保、物産振興の有効な手段として注目されております。令和 2 年度の寄附額の実績は、3,186 件、4,842 万 8 千円であり、前年度と比較しますと件数、納税額ともに約 1.5 倍になるなど、町が平成 23 年度よりふるさと納税に取り組んでから、過去 2 番目の納税額となりました。

要因としましては、一つ目に返礼品の追加、二つ目に SNS を活用した PR の充実、三つ目にコロナ禍の巣ごもり需要であると考えられます。特に令和 2 年度より出品しているアスパラ、タケノコ、桃といった旬のものに人気があり、桃においては、出品直後

に品切れになってしまうことから、季節限定の返礼品がふるさと納税額を増加させるためのポイントであると認識しております。

令和３年度からは、新たに町内の企業が製造する雑貨商品や全国的に人気の高い会津牛を返礼品に追加し、納税件数増のための取り組みを進めております。

また、ふるさと納税の窓口であるポータルサイトについても、令和３年度から従来の「ふるさとチョイス」に加え、新たに「楽天ふるさと納税」と契約を行いました。ふるさと納税の申し込みのほとんどが、インターネットからであることから、今後はさらにポータルサイトを追加することで納税件数の増を目指してまいります。

ふるさと納税制度は、全国へ本町の魅力を最大限に発信できるとともに自主財源の確保のための有効な手段であるため、今後も新たな返礼品の発掘、インターネットを活用したＰＲ手法の研究を進め、積極的にふるさと納税に取り組んでまいります。

その他の質問については、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

私からは、ご質問の第１の２についてお答えいたします。

「地域おこし協力隊」は、首都圏等の他地域から過疎地域へ移住し、農林業への従事や、地場産品の開発・販売・ＰＲ活動など、移住者目線での地域づくり活動を行いながら、その地域での生活基盤を確立させ、定住を目指す取り組みであります。

現在、ご活躍いただいている神奈川県横浜市出身の土田昌孝さんは、昨年１２月から「道の駅あいづを拠点とした農業振興」の任務に就いており、道の駅あいづ農産マーケットで出荷農産物の品質向上・販売促進支援の活動を行っております。彼の温かく誠実な人柄により、出荷者との良好なコミュニケーションが図られ、お客様が求める農産物の情報を出荷者へ丁寧に伝達するなど、道の駅あいづに農産物を出荷する農家の方々より、ありがたいとの声が多く寄せられています。今後の活動としましては、出荷者の掘り起し及び自ら出荷することが困難な生産者への集荷・運搬支援の仕組みづくりに取り組む予定であります。

今後の協力隊採用計画につきましては、本年度中に高寺地区において、担い手不足の果樹農家を手伝いながら、空き家改修による地域住民の集いの場の創出により地域コミュニティの活性化に取り組む協力隊の募集を予定しています。地域づくりを担う人材の確保は高寺地区のみならず、町全体の共通課題でありますので、地域おこし協力隊の受入れを積極的に推進してまいります。

本町では、平成２７年度から地域おこし協力隊の採用を開始し、本年度まで６名の隊員が活動してまいりましたが、任期途中で退任となった方が３名いらっしゃいました。こ

れは、町が求める任務内容や地域の現状と、隊員本人が希望する活動内容にギャップが生じてしまうことが要因であったと考えられます。今後は、実際に活動する地域を知り、移住後の生活がイメージできるよう採用前に田舎暮らしを体験していただく「お試し期間」を設け、「会津坂下町に来て良かった」と感じていただき、本町への定住につなげてまいります。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

私からは、ご質問の第1の3についてお答えいたします。

まず、商工産業における各団体の役割ですが、観光物産協会は、祭など観光資源を活用した観光誘客と町産品の町内外への紹介や販売、商工会は加入事業所の経営改善サポートや需要の開拓・販路拡大の支援を担っております。

商工観光班としましては、町企業への支援や雇用促進、企業誘致などを担っております。

商工会においては会員の経営支援、観光物産協会においては独自商品開発など、その団体ならではの事業もありますが、空き店舗対策、雇用支援、町産品の販路拡大など町の施策と合致する事業も多くございます。

これらのことにつきましては、お互いに協力し合いながら事業を実施してきたものであり、今後においても、引き続き協力しながら、横断的に課題解決に向けて取り組むことで、町商工産業の活性化を図っていきたいと考えております。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

現在、本町の新型コロナウイルスワクチン接種については、町内医療機関及び医療従事者の方々から多大なるご尽力をいただきながら65歳以上の高齢者へのワクチン接種を進めているところでございます。

6月15日時点の状況ですが、65歳以上の方へ接種券の発送が終了いたしました。予約受付数は80.1%で、接種完了割合は、1回目37.6%、2回目27.2%であり、キャンセル対応としてはかかりつけ医に通院している高齢者及び、高齢者施設従事者、そして民間を含めた保育施設、幼稚園・児童施設の従事者に接種を実施しております。

また、6月末から64歳以下の方へ段階的に接種券を送付し、障がいのある方、基礎疾

患がある方から予約の受付を行います。接種年齢が 12 歳以上に引き下げられ、今後若い世代の接種へとなりますので、インターネット予約も取り入れ、円滑なワクチン接種に努めてまいります。

スケジュール的には、7 月末までに 65 歳以上の方の接種が完了いたします。そして接種を希望するすべての方が、国の示す 10 月から 11 月末までに接種を完了できるよう全力を尽くしてまいります。

◎総務課長(板橋正良君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋総務課長。

◎総務課長(板橋正良君)

私からは、ご質問の第 3 についてお答えいたします。

自治会などの運営にあたっては、アパートの増加や若者世帯の転入などによる地域コミュニティの希薄化、高齢者世帯の増加などによる自治会役員の担い手不足など、これまでの自治会のあり方から変化が求められる時代となっているものと認識しております。

自治会及び行政区は、地域のくらしや環境整備、防災・防犯など、住民自らが安全安心に暮らすことのできる地域社会をつくるための一番身近な住民組織であります。行政としても協働のパートナーとして重要な組織でありますので、各地域や自治会における課題や悩みを共有し、その課題を自治会個別のものとするのではなく、行政の課題であるにとらえ、自助・共助・公助の役割分担を基本に、行政と地域とが連携して取り組むことが重要であると考えております。

また、いくつかの自治会や行政区においては自主防災組織が結成されるなど、各地域における課題解決に向けた取り組みがなされております。そういった取り組みの輪をひろげ、同じような課題を持つ自治会や各種団体などにおける情報共有を図りながら、地域コミュニティの醸成に努め、行政と各種団体と地域とが一緒になって持続可能な地域のあり方を考え、地域課題の解決に取り組んでまいります。さらに、役場におきましても、町民に頼られる役所となれるよう、職員の人材育成を図り、求心力をより高める組織の改革が重要であると考えております。

◎議長(水野孝一君)

再質問があればお願いをします。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

一番最初、順を追ってやりたいと思いますけれども、ふるさと納税については、やはり 1.5 倍の増ということで、大変効果を生んでいるんだろうなと思う反面、インターネット化しつつもある部分で、どうしても顔の見えない、すべてそうでしょうけれども、ふるさと納税のあり方について、やはりその分を何で補うか、顔で見えないふるさと納税の返礼品をどのような形で、わが町の心づくしを伝えていくのか、伝えていっているのか、そこら辺ちょっとお伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

ふるさと納税の返礼品につきましては、品物だけではなくて、生産の履歴であったり、生産に対する思いであったり、そういうものも全て商品の説明の欄に加えさせていただいております。

なお、生産者の顔とか、そういうのはまだちょっと入れられない状況であります、今後は、ここでもあるとおり、楽天と連携して進めてまいりますので、そのような中で生産者の顔だとか、極端な話、生産者の声だとか、直接載せられることも含めて検討し、商品の見た目だけではなくて、商品のよさが直接サイトを閲覧している方に届くように工夫をしていきたいというふうに考えております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

生産者の顔とか、そういう製品に対してということはわかるんですけども、いただいた方の声、反対に町に対してのアンケート、受け取ってどうだったのかということは、今までやっていたんでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

直接的なアンケートはまだ実施しておりません。でも、ふるさと納税で返礼品が届いた方々から、今回届いたこれは美味しかったよだとか、思っていたよりもよかったよだとか、そういう声についてはインターネットのメール等で、様々なお声をいただい

るところでございます。

一方、想像していたものとは違ったという例もございます。そういうものについては真摯にお伺いし、今後の対応に役立てているところでございます。やっぱり中には、桃なんかに特に多いんですが、最近の主力品種はほとんどがちょっと固めの桃なんですが、ご高齢の方々については、昔からの桃をイメージしているので、ちょっと柔らかくてジューシーな桃をイメージしているのですが、最近の商品についてはそういうものだということについても丁寧に説明をし、対応させていただいておるところでございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

全く私、本当、その手順というのがわからなくて恥ずかしいんですけども、ふるさと納税の返礼品というのは、各生産者が各自の思いで送られているのか、観光物産協会かどこかでまとめて取り扱っているのか、そこら辺ちょっとお伺いします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

ふるさと納税につきましては、まず町が返礼品の登録について各農業者、各業者さんに紹介をさせていただいております。その中で、返礼品としてあげたい、返礼品として出荷したいという方々については、まず町で登録をさせていただきます。登録になった品目については、ここであるとおり、ふるさとチェイスと楽天ふるさと納税のサイトに写真を掲載し、ふるさと納税をしていただく広告をさせていただきます。そして申し込みがあった、ふるさと納税の申し込みがあったものについても、一度町のほうで受け付けをいたします。そして受け付けになったものについて、観光物産協会のほうにその整理作業と発送業務について依頼をしております。そうしますと観光物産協会のほうから送り状、あと品物を出荷する業者さんへの連絡がいき、発送については業者さんのほうが直接消費者、納税いただきました方々に届くようなシステムとなっております。以上です。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

生産者から直接発送ということで、町として共通されている手紙なり、町のPRなんかは、その都度渡してあるんですよね。その中でやはり、これは不満の声でお聞きしたんですけれども、やっぱり肉の場合とか、そういう場合は新聞紙を丸めたまんま、そのまま発送してきたということで、心が伝わらないというところで、ちょっとこの質問をさせていただいたんですけれども、ある程度町で共通した、いかがでしたかとか、このたびはふるさと納税をご利用いただきありがとうございましたとか、そういうものは当然やっていると思うんですけれども、さっき私質問したように、リピーターが結構いらっしゃるみたいなんですけれども、リピーターとアンケート、あとできれば年1回の年賀状なんかを、このふるさと納税をやっていらっしゃる方に、心づくし、付加価値のものをやはりもっとやっていかないと、ほか全国がふるさと納税とかやってるから、やるのが当たり前じゃなくて、坂下でしかできない、そういうものを工夫していかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議員お質しのとおり、令和元年度、リピート率が32.7%だったものが、令和2年度には34.8%ということで、徐々に伸びてございます。これは会津坂下町の返礼品が素晴らしいという部分もございまして、また登録品目も令和元年度、95品目から121品目に増えてございます。これはリピート率の向上にやっぱりつながっているものであり、当初は秋に新米を注文していたけど、夏には桃を注文したりとか、季節ごとに商品をラインアップしたことによって、年2回や3回、納税をしていただけるきっかけができたのかなというふうに考えております。

また、この返礼品目等々につきましては、観光物産協会と協力をし、年に何度か業者さんとの打ち合わせをもっているところでございます。この中で、返礼品として人気のあるもの、なかなか返礼品の数が上がらないもの等々について業者さんとお話をし、例えば商品の組み合わせであったり、商品の内容等々についても打ち合わせをし、できるだけバランスよく返礼品が注文していただけるようにしてございます。

中には返礼の際に、多忙を極め、手を抜いて発送してしまうというようなことも散見されますが、苦情があった際には、都度、業者さんのほうに連絡をさせていただいて、一つの不手際が町全体のイメージのダウンにつながってしまうということをお伝えしながら、そのような対応をさせていただいております。

またご指摘のとおり、何度かアンケートをしていきながら、お声をいただいて、また坂下町のふるさと納税してみるかというような気持ちになっていただけるよう、ちょっと工夫を凝らしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

政策財務課長さんと町長さんが、やっぱり旬のものを送るということで、提案型ではありますが、年間契約のふるさと納税というのは、今実際やってらっしゃるのか、今考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

年間の契約というのはございません。ふるさと納税につきましては、その都度、その都度になっておりますので、例えばではありますが、商品の中で、夏にはこれ、秋にはこれ、柿とか、そして冬場の前にはお米を送って、冬場の寒いときには凍み餅を送るだとか、そういう商品としてラインアップはすることはできるとは思いますので、その部分につきましては業者さんも含めて検討していきたいというふうに思います。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

この年間契約は、やはりふるさと納税を利用している方から、年間 3 万なり 5 万なりを納めて、その旬のものを、会津坂下の旬のものを送っていただくという方法もいいなという案もいただいたので、もしこれから考える予定がありましたらお願いいたします。

それではふるさと納税については終わりにして、次に地域おこし協力隊についてでございます。本当に偶然というんですか、昨日、一昨日わたった広報に、土田さんの顔が裏表紙に載っていて、こういうのをもっと早く出してくればなど、内心、私は思っで見えていました。何か地域おこし協力隊の人、名前もあまり知られていないし、じゃあ何やっているのといったら、道の駅でレジ打ってんだという話しか聞こえてないんですね。でも今、回答文いただいたら、その農地のほうもこれからみるということで、本人の希望もあるんでしょうけども、町としてこの地域おこし協力隊というのを実際どう取り扱って、どうしたいのかというのがちょっとわからないということで質問させていただいたんですけども、これからこの方が定住するかどうかはわかりませんが、今の現在

の状況というのはどうなのでしょう。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

土田さんにおかれましては、道の駅あいつを通じまして、農産物を中心に会津坂下町の農業者を支援するということで活動していただいております。青木議員お質しのとおり、農産物の販売場においてはレジを打ったりもしてございます。そのレジ打ちもお客さんがどういうものを購入されるのかということを実際目で見ていただいて、それを、こういう商品が消費者の方は購入されているよだとか、お声かけをして声を聞くだとか、そういうためにレジ打ちもしていただいているというふうに私も認識しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それらの得た情報を、土田さん、農業者の方々に丁寧に伝えていただいております。今後はその情報をもとに、農業者さんと作付けのほうも計画していこうかというような相談業務であったりだとか、ほ場の見回りであったりだとか、そういうことをメインにやっていたくために、今、情報収集をしております。

また、今回の地域おこし協力隊の募集の際にもお伝えしたんですが、坂下町の川西地区、高寺地区、八幡地区の道の駅の出荷農家が、やっぱり極端に少ない状況であります。声を聞いてみますと、軽トラであそこまで行くの、ちょっと不安だから、お父さんがなかなか運転できなくなったからという声がありました。その方々に対して集荷の仕組みをつくって、道の駅に出荷していただくということをメインとしておりますので、今後もそこは引き続き農業者と打ち合わせをしていながら、制度の実現に向けて検討、活動していただく予定となっております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

回答があったように、今まで 6 人の方が地域おこし協力隊で、約半分の方がそこに結び付けないというとおかしいんですけど、途中で退任されたということで、それはいい、町としてもいい勉強になったと思うんですけども、それを活かして、この方がいかに町に貢献していただけるか、どのように考えているか、それ辺をお聞きしたいと思います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

ご指摘とおり、かつて6名の方が坂下町に赴任されまして、3名の方が途中で退任をされました。本当に町も経験がない中で取り組んできた状況の中で、残念な結果になったということで、町も反省していきながら、今後に役立てる機会にしていきたいというふうに考えております。

また、現在活動していただいている土田さんにおかれましては、週に1度、政策財務課との打ち合わせをさせていただいて、今活動している現状であったり、当初とのギャップであったり、今ある道の駅も含めた問題であったり、そういうことで毎週打ち合わせをさせていただいております。その中で、改善しなきゃならない、解決していかなきゃならない課題につきましては、即座に政策財務課のほうで、道の駅との協議の場を設置し、方向性の修正を常に行っているところでございます。

また、土田さんとの打ち合わせの中では、地域おこし協力隊が終了した3年後の坂下町での業務のあり方であったり、定着の仕方についても、徐々にではありますけれども、話をはじめているところでございます。できるだけ優秀な人材でございまして、坂下町に残っていただいて、地域の担い手として、また私たちと地域づくりを進めていくパートナーとして、ずっと定着していただけるように、今後とも取り組んでまいりたいというふうに思います。

◎13番（青木美貴子君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、青木美貴子君。

◎13番（青木美貴子君）

今課長おっしゃったように、大事な方、人材でありますので、町発展のために努力なされることを願います。

それでは3番の商工業について、町の商工業を発展させるためということで再質問させていただきます。回答なされたように、各組織、各団体ともに役割を持ちながら、また横の連携を持ちながらということをやっているとは存じますが、私の中では、その各組織がどこに向かっているかというのは、たぶん一つだと思うんですね。私の中ではです。観光と物産も含めて、町商工業が発展できるというところに向かってはいるとは思いますが、何かみんな、あっち向いて、こっち向いてという感じで、どこに向かっているんだろうというイメージしか私の中にはないんですけど、その点はどう思っているのでしょうか。私だけかもしれません。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

議員お質しの部分につきましては、商工会については、商工会に加盟している方が利益を求めながら進めている事業ということで、我々のほうでは認識しておりますし、観光物産協会については、町からの祭り、あとは物産の販売等について委託を受けながら、あとは独自事業で観光物産協会に加盟している方については、利益を求めながらという部分も含めて事業を行っている。それを含めて、町が販路、いわゆる個人の事業者さん、商工業者さんについて側面から応援していくという部分も当然ございますので、その部分を町が、商工会がお願いがあったりとか、観光物産協会で依頼があったりという場合については、町も協力しながらやっていくというような形で進めていくということでございます。

あとは、町がこういうことをしたいんですという提案ももちろんございますので、そのときには商工会、観光物産協会にご協力をいただきながら進めていくというような形で考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎13 番（青木美貴子君）

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番（青木美貴子君）

それでは、何となくわかってきたんですけども、各組織の中にコーディネーターという失礼なんですけど、そういう役割の方はいらっしゃるということは間違いないですよ。コーディネーターというかまとめ役。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

商工会につきましては、経営指導者というような形で、当然、職員の方がいらっしゃいますので、そちらの方がいろいろな事業者さんに対して指導をしているという部分も当然ございます。あとは、自ら、会員の方自らがいろいろな提案をしながら事業を進めていくと、町のためにも進めていただいている部分も当然ありますので、その部分はあります。

観光物産協会につきましては、コーディネーターという形ではないんですが、各事業者さんが役員になりながら、どのような形で観光物産を進めていくか考えていただいて

いるというような状況でございますので、コーディネーターという形ではないんですが、そこまで経験されている各事業者さんが会員になっていただいている中で、いろいろなコーディネートをしながらか事業を進めているというような状況であると認識しております。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

それでは次のワクチン接種についてお伺いいたします。接種対象者が団塊の世代をむかえているわけなんですけども、混乱を避けるために対策として、それとも今、まだ混乱になっていないのか、そこら辺ちょっとお伺いいたします。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

ワクチン接種でございますが、まずコールセンターについては、今のところ混みようはありません。電話をかけるとすぐつながるような状況ですので、すぐ予約を取れるといった状況でございます。

また接種についても、1 回目と 2 回目、これは同時に予約がされるものですから、順次接種をしていただいているといったところでございます。

また、答弁の中で接種率ということで、15 日時点ということで申し上げましたが、最新というか、6 月 22 日現在では、すでに 1 回目 51.22%ということで、半数以上の方がもう 1 回目を受けておりますので、スムーズに接種は行われているということで、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

答弁にもありましたように、保育施設、幼稚園、児童施設の従事者にとということで、キャンセル待ちでこの方が受けられるのか、それとも優先的に受けられるのかも含めてお伺いしたいのは、さっきの庁舎問題じゃないですけども、災害がいつ起こるかわからない状態で、やはり同僚議員も前質問したように、要職の方、要職というと失礼なんで

すけれども、地域の消防団とか消防署、警察官というのは、いつどんな状態で、その災害地に行かなくちゃならないという状態をもっているのです、私はそちらのほうに先に、優先的にワクチンを打つべきではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

いわゆるエッセンシャルワーカーということで、日常的に必要な方々、例えば消防とか、警察官といった部分でございますが、ちょっとこれ確認しましたら、消防署については、すでに医療従事者ということで接種は終了しております。そして警察官についても、オリンピックが開催されるということで、職域接種が始まっているというようなところでございます。

また今ほどありました保育、キャンセル分の保育施設、幼稚園、児童施設の従事者というようなことでご質問いただきましたが、県のほうからつい先日、依頼ということで、教育施設の従事者については、教職員ですね、優先的に接種をしてくださいというような依頼がありました。朝令暮改といいますか、いろいろすぐいろんな依頼がきてまいります。そこで、町としても対策本部の中で、教職員については夏休み期間中にある程度接種枠を設けまして、優先的に接種をさせていただくといったことを対策本部の中で決定していきましましたので、順次、今、関係教育課と調整して進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

今、県からのということだったんですけれども、このワクチン接種は自治体がある程度任せられているんですよね。そこら辺はどうなんでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

接種の順位については、ある程度任せられておりますが、一番はやっぱ高齢者、その次に医療従事者ということで、その教育従事者については、まだそういう優先順位

の中には入っておりませんでした。今回、県のほうでそれを優先順位に上げると、子どもたちと接するということで上げるということで依頼がありまして、本来でしたら全協の中でお話するはずだったんですけども、その後にきましたものですから、こういう形で議会の本会議の中でご答弁させていただきます。以上でございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

私の中では消防署、警察というのが、県、国の機関でありますので、そうじゃなくて地域消防団なんですよ、言っているのは。年齢的にもまだ若いし、地域消防団の方は地域で火事があったり何かあったときには、すぐ出動しなければならない方が、先にやっぱり、高齢者も大切ですけども、そういう方も優先的に坂下町として取り組む姿勢があるのかな、どうなんだろうということで、またお伺いいたします。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

今現在、まず県からの教職員を優先的にやると、そうしますと、今度、消防団員、だいたい 600 名弱ぐらいいますから、それについてまたやるとなると、枠が今のところ、ちょっと枯渇というか、そこまで回らないような状態ですので、今のところは一般の方たちと同じような形で進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

半分理解したような、理解していないような納得の仕方なんですけど、枠があるというのはワクチンの枠ですか、それとも何の枠でしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

接種回数数の枠です。それが1日だいたい決まっております、そこを詰めていくとなると、そこに消防団員の方がなかなか入れることができないと、優先的に。そういうことでございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

生活課長がおっしゃるのもわかるんですけども、やはり本当に災害が起きたときに、消防団員の方どういうふうに動いていいのか、大丈夫だろうというそういう気持ちで、たぶん現場に行くと思うんですけども、やはり何が起こるかわからないこんな世の中ですので、やはり私は優先的に地域消防団の方に受けていただきたいと、内心、私の考えですけど思いますので、もし枠が何とかできるようでしたらば、ぜひお願いしたいと思います。

それと同時に、役場の戸籍係とか、そういう人と出会うことが多い職種の方をやはり優先的に考えていくべきじゃないかなと思うんですけども、もし考える余地がありましたらお願いいたします。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

貴重なご意見、ありがとうございます。対策本部の中でもいろんな議論をしながら、早急に、やる枠が決まっていますので、そこに入れるとなるとなかなかこれ大変ですので、そういうことも検討しながら進めさせていただきたいと思います。以上でございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

それでは、最後3番目の自治会崩壊まではいかなくても、自治会のあり方について伺いたします。ご回答にもありましたように、住宅、新興住宅地の増設とかいろいろあって、旧坂下町、旧行政区のあり方が、本当に危ぶまれております。うちの近くの区長がいない状態です。そういうことで、今、地域コミュニティセンターを中心という

回答がありましたけれども、地元も守れないのにコミセン、というクエスチョンが残るんですけど、だいたい自治会にも出てこれない、出る人もいないのにコミセンまでの、その余裕といったら失礼ですけど、住民の意識というのがどうなんだろうと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎総務課長(板橋正良君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋総務課長。

◎総務課長(板橋正良君)

最小のコミュニティの単位というのは、行政区、隣組という形になろうかと思います。その中で、今、若者世代等々の新たな枠組みの中で、昔からあった結、お互いに助け合うという部分がなかなか希薄になっているというのは、今の現状だろうかというふうに思っております。

町としまして、実際的に最終単位でのコミュニティという部分は、一番重要な部分でありまして、例えば災害、いろんな形で災害発生した場合、最小単位でいかにお互いに助け合う共助の部分も必要になってくるというふうには考えております。その中で実際に自治会、その隣組から自治会という形で一つずつ大きな枠組みが発生して、その中でいろんな形の課題を解決しながら、自治会の中で解決できないものを地域の中で、地域づくり協議会とか、という場面で一段階、一段階ずつ大きな段階で課題を持ち寄りながら、その中で協議をしながら、しからばいかにその課題を解決する方策があるのかどうなのか、解決している部分があるのであれば、それを情報を共有しながら、例えば各行政区に返した場合、それが適正に、適正というか、よい方向に動くかどうなのかという部分もいろんな形で協議しながら進めていかなければいけないのかなというふうには思っております。

その全体的なコーディネート役という部分が行政であったり、地域づくり協議会であったりという部分で、その情報の共有化を図っていくのが、いろんな仕掛けをしながら情報を発信していくのが町であったり、地域づくり協議会であったりという部分であるのかなというふうに思っております。

しかしながら、最終的に解決しなければいけないのは、最小のコミュニティ単位でありますし、隣組でありますし、隣近所でありますし、自治会であるというふうに考えておりますので、様々な全国各地の情報も、その課題として様々な形で情報を提供しながら、課題解決に向けて進めていければいいのかなというふうに考えているところでございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

地域コミュニティとか、あと町の行政のほうに参加されている方、一緒に活動されている方は大変だなとか、そういう思いは通じるんですけども、これ差別ではなくて、新しい住宅をつくられた方、若い方は、その危機感というのがないとは言えないんですけども、具体的にどのようにそういうものが大切なんだというのを伝えていかなければならない役割を持っているのか、それともそういう時代になって、社会が動いているから、別な方法でそういう自治会のあり方を考えていかなくちゃいけないのか、どちらなのかなと私の中では思っているんですけども、具体的に文に書くときれいなんですけど、じゃあ具体的に町民、この若い人たちに、これわかってくれよというものが何らかの形でやっていかないと、どんどんどんどん消防団にしろ、民生委員にしろ、いろんな町の委託機関である委員がみんな引き受けなくなって、そのうち、じいちゃん、ばあちゃん、俺はできないとかなったら、町どうなっていくんだろうなという、先々のことかもしれないんですけども、私は危惧をおぼえております。

だから何らかの形で、その新興住宅できあがるのは構わないんですけども、それと同時に、その中でのできる範囲での自治会のあり方ということ、やはり町として新たに考えていかなくちゃならないんじゃないかなという思いで、一般質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって青木美貴子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 2 番、蓮沼文明君登壇願います。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）（登壇）

2 番、蓮沼文明でございます。通告の順に従いまして、一般質問をいたします。

令和 3 年 6 月現在において、国内での新型コロナウイルスのワクチン接種が進行しているなか、全身全霊をもってコロナ対策に従事しておられる医療関係者をはじめ、日々の対策にご尽力いただいております各関係機関の方々に、心から感謝と敬意を表したいと思います。

また、現在実施されておりますコロナワクチン接種が、今後その効果を最大限に発揮し、昨年令和 2 年の春に始まった新型コロナウイルスの感染問題が完全に終息を迎え、町民みんなが安心して暮らしていける平穏な日常生活が一日も早く戻ることを心から強く望むところであります。

古川町長、新しく町長就任、誠におめでとうございます。6 月 16 日から、古川町長のもと、いよいよ新しい町行政がスタートしました。会津西部の中核を担う会津坂下町として、今後さらに町行政、町議会、全町民が三位一体となって相互理解のもと一致団結

し、様々な問題のなかにおいても『持続できる町づくり、「誰 1 人取り残さない」地域共生社会』を目標に前進していくこと、そして坂下の将来を担う若者らが坂下に住んでいて本当に良かったと思えるような真のまちづくりが、今まで以上に重要になってくると私自身考えております。

そこで、はじめに第 1 の町の人口減少問題の対策について、お諮りいたします。

まず第 1 の 1 として、今や地方における町村においては喫緊の課題となっております人口減少問題に対し、現在に至るまでの町の具体的な施策及びその成果並びに今後に向けた対策案等についてをお諮りします。

次に第 1 の 2 として、町全体における計算指標の基軸となる町総人口数を今後 5 年後及び 10 年後、中・長期の目標値について、町はいくらで試算しているのか。今後、様々な計画の基礎となるため、お諮りいたします。

次に第 1 の 3 として、若者の町外から本町への定住移住者向けの「会津坂下町若者定住促進住宅新築購入補助金」における今までの利用件数及び今後に向けて、若い子育て支援のための「戸建て賃貸住宅」の建設についての考えがあるかどうか、町の見解をお伺いいたします。

続きまして、町の商工業の活性化推進事業についてお諮りいたします。

まず第 2 の 1 として、現在の町内商店街活性化のための具体的な町の推進計画についてをお諮りいたします。

次に第 2 の 2 として、町商工会の会員として加入しておられる事業所数の推移及びその結果から、今後、公的な補助金を出している観点から、町からの働きかけ、所見等についてお伺いいたします。

次に第 2 の 3 として、新たな企業誘致事業及び地元若者の就業者数増加に向けた町の取り組み方針をお諮りいたします。具体的には、第 2 工業団地、町内に空いたままの工場や商工業スペース等の利活用、並びに若者の本町定住化に則した就業者増加への方策取り組み等について、お諮りいたします。

次に、第 3 の「糸桜里の湯ばんげ」の今後の運営についてであります。

まず第 3 の 1 として、今回、古川町長の公約としての一つに「糸桜里の湯ばんげ」の運営で、「徹底した削減」を図り運営していくと新聞紙上でも報じられておりますが、その「徹底したコストの削減」その中身、具体的内容についてをお伺いいたします。

次に第 3 の 2 として、今回当該施設の「糸桜里の湯ばんげ」において指定管理者を公募しておりましたが、町としてはその収支バランス、さらには最終的な収支差額等をどの位の数字で試算しているのか。

また現在、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間にわたる町財政健全化最重点期間の今年は 2 年目でもあり、町の「財政健全化アクションプラン」この最大目標である「収支の健全化並びに持続可能な町の財政運営」に今後支障が生じることはないのか、町の見解についてをお諮りいたします。

以上、檀上からの質問とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午後 0 時 02 分）

再開を午後 1 時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

蓮沼議員、お祝いの言葉、ありがとうございます。

2 番、蓮沼文明議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第 1 の 1 についてお答えいたします。

いま、日本では少子高齢化の進行による人口の減少が進んでおります。本町におきましても毎年人口が減少しており、町の基幹産業である農業をはじめとした各産業の担い手や、町の未来を担う若者世代の減少が深刻な問題であります。

これまでの町の施策は、昭和 48 年に策定した第一次会津坂下町振興計画から始まる、各振興計画を基本として進めてまいりました。これまでの計画は「人口増加と経済発展」を目指したものでありましたが、令和 2 年度に策定しました第六次会津坂下町振興計画では「人口が減少しても活力があり町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」を基本コンセプトとしました。

人口減少を少しでも緩やかにするために、「過疎対策」に本格的に取り組んでまいります。その方策として、他市町村からの人口の流入施策と他市町村へ流出しない施策、また、安心して子どもを生み育てる施策に総合的に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、ご質問の第 1 の 2 及び 3 についてお答えいたします。

はじめに、2 についてお答えいたします。平成 27 年 10 月に策定した「会津坂下町ま

ち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、本町の人口は、令和 7 年に 1 万 4,131 人、令和 12 年に 1 万 3,128 人になると予測しております。昨年度実施しました国勢調査によりますと、まだ確定値ではございませんが、令和 2 年人口は 1 万 5,068 人で、前回の平成 27 年に実施した国勢調査との比較では 1,235 人の減少となっております。

次に、第 3 についてお答えいたします。今後も進行が予想されます人口減少による過疎への対策として、移住・定住を促進するための住宅施策は重要であると認識しております。平成 25 年から平成 30 年まで子育て世代を対象とした「会津坂下町若者定住促進住宅・新築購入補助金」を支給してまいりました。この間の交付件数は、6 年間で 43 件、転入者は 159 人であり、交付総額は 4,114 万円でありました。転入した 43 世帯のうち、会津管内からの転入が 37 世帯、県内の他地域からの転入が 4 世帯、県外からが 2 世帯であり、人口の増加による地域経済への波及、また住民税、固定資産税などの税収の増加といった効果が得られたと考えております。

議員ご提案の子育て世代支援のための「戸建て賃貸住宅」につきましては、子育て世代の転入を促進する有効な手段ではありますが、町といたしましては、若者世代を中心とした住宅の取得を支援することにより定住を促進し、働く世代の増加に伴う住民税や、住宅の新築による固定資産税の増加といった効果を狙いとした取り組みを実施したいと考えております。町外からの転入者の増加と町内での新築転居を見据え、現在、町営中岩田住宅跡地の民間譲渡の手続きを進めております。これを機に、町内外を問わず、新たに住宅を取得する若者世代に対する補助金制度を検討してまいりたいと考えております。

若者を中心とした移住・定住を促進する取り組みを充実することで、人口が減少しても町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

私からは、ご質問の第 2 と第 3 についてお答えいたします。

はじめに、第 2 の 1 についてお答えいたします。町内商店街の活性化につきましては、中心商店街への人の流れをつくり出すために、空き店舗や空き家の利活用による創業支援や軽トラ市などの集客事業などに取り組んでまいりました。

しかしながら、住民ニーズや交通体系の変化などから、経済活動の中心は、中心商店街から大型店舗等の立地する幹線道路沿線に移行してきております。このような現状と本町の立地的条件等を鑑み、旧坂下町内全体が中心市街地であるとの認識のもと、企業誘致事業やこれまでの中心商店街の活性化事業と一体的に取り組むことで、賑わいと活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、2 についてお答えいたします。会津坂下町商工会に確認したところによりますと、法人個人併せて 496 の会員が加入しており、ここ 5 年間で会員数は 60 ほど減少しているとのことでございます。町からは、運営補助金を支出しており、創業支援や巡回訪問、公的申請補助など幅広いサポートを担っていただくことにより、商工会運営の安定と町内中小企業経営の相談窓口としてさらなる機能強化を期待するものでございます。

次に、3 についてお答えします。企業誘致は雇用の場の創出による若者の定住や地域活性化につながる重要な取り組みであり、坂本第二工業団地予定地への誘致を基本としつつも、空き工場への企業誘致も併せて実施しているところです。

一方では、既存企業の育成支援も重要な施策であると考えております。会津坂下町雇用促進協議会と連携しながら、高校生を対象とした企業説明会や企業現地見学会を実施することで、地元企業への就職を推進し、人材の確保に努めております。また、各種補助金等により経営基盤の強化や規模拡大、新規就職者の雇用に対する支援などを実施してまいります。

次に、第 3 の 1 についてお答えします。糸桜里の湯ばんげの管理・運営については、来年度からの新たな指定管理者を 5 月 17 日より公募を開始し、6 月 25 日で応募を締め切ったところですが、応募者はございませんでした。

今回の公募については、町からの指定管理料はない、また、施設修繕等の負担も事業者で実施する、との条件となっており、民間事業者の知恵を活かし、運営コストの削減や新たな自主事業等による収益をもって施設の管理・運営をお願いするものでした。

しかし、このような条件下においても、現地説明会には 6 社の参加があったことから、今後は、この事業者から意見の聴取等をしながら、温泉施設として継続して運営するために、町としてどのような負担が必要なのかを整理し、できるだけ財政負担を抑えながら、温泉施設としての継続が可能であるかを検討してまいります。

次に、2 についてお答えします。今回の新たな指定管理者の公募に際しては、民間事業者からのプロポーザル方式による応募を実施しました。これは、現在までの収支を公表したうえで、今後は町の財政負担がない条件で収支を図るために、民間事業者のノウハウをフル活用していただきたいという趣旨によるものです。したがって、今回の公募に際し、改めて町で収支の試算は実施しておりません。

また、財政健全化アクションプランでの財政シミュレーションへの影響ですが、今回の公募では、町の財政負担はない条件となっておりましたので、影響はなかったものと考えております。しかし、今後、温泉施設として継続していくための検討において財政負担が必要となってくる場合には、再度、財政シミュレーションにおいての影響を試算し、持続可能な財政運営に支障がない範囲での調整が必須となってくるものと考えております。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いします。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

まず人口減少問題から、問題対策についてご質問します。人口減少、これについては今から 20 年前、2001 年においては会津坂下町の総人口 2 万人を超えていました。今現在、令和 3 年 6 月現在においては、1 万 5,000 人をすでに切っております。非常に減少の幅が大きい。この町の定住支援事業につながるんですけども、今年令和 3 年度から、その事業が建設課から政策財務課への所管替えがあった内容ですけれども、これについて、こういった目的で移管したのかお伺いします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

令和 3 年度より建設課から移管になった事業としましては、お試し住居にかかる事業でございます。お試し住居は、今まで建設課で実施しておりましたが、過疎対策、いわゆる交流人口を増やす上での窓口的な事業であるという趣旨の中から、政策財務課に移行しております。

今後、過疎対策、人口問題は会津坂下町で取り組むべき最重点事業であると認識しておりますので、お試し住居だけにとどまらず、様々な事業を総合的に実施していくような形で政策財務課のほうで調整をしていきたいというふうに考えております。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

お試し住居の利用促進と併せて空き家バンクの管理も含めてかと思えますけれども、政策資料によりますと、政策財務課として令和 4 年度から、過疎対策事業として統括的に事業を実施していくとあります。町の人口減少の問題、先ほど申し上げたとおり、急務であります。急務を呈しております。これについては、来年度、令和 4 年度を待たずに、実際前倒ししてでも、今年、令和 3 年度からすぐにでも進めるべきかと考えますが、どうでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

ご存知のとおり、令和３年４月１日より新たな過疎法が施行されまして、会津坂下町は経過措置を７年間受けることとなります。その過疎計画を現在策定中であります。この９月には皆様のほうにお示しをし、国の認定を受けまして、令和３年度中からの財政支援を受けていくこととなっております。

その中で様々な過疎対策、住宅問題であったり、子育て問題であったり、あと婚活の問題であったり、様々な事業が今各部署に点在してございます。それらを総合的に集めまして、事業のスキームを組みまして各部署と連携できるものには連携しながら、効果的に事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、令和３年度中、それらを検討しまして、令和４年度の実施計画の中で総括的に行っていくということで、今現在政策財務課のほうで検討しております。

様々な取り組みの事業を必要としておりますが、令和４年度から総括的に行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

◎２番（蓮沼文明君）

議長、２番。

◎議長（水野孝一君）

２番、蓮沼文明君。

◎２番（蓮沼文明君）

内容についてはわかりました。ただ、本当にすぐにでも実施すべき事業案件と考えます。併せて、その新しい連携、取り組み、これ古川新町長のもとで一つの目玉として人口問題、これについて町の機構改革が必要であり、そこで若者の定住問題、これ本気度を出して取り掛かる上で、今、話し合ったとおり、いろんな部署、総合的に集めるシンクタンクとして、そういった問題において、全て集中的に問題対策にあたるということで、私は、例えば人口問題特別対策室とか、定住問題、定住支援特別対策室、そういったものをつくって、そこでやっぱり集中的にやるべきだと思うんですね。これについては町役場の機構改革、そして担当部署の創設ということにつながりますので、その点について総務課長、どうでしょう。

◎総務課長（板橋正良君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋総務課長。

◎総務課長（板橋正良君）

議員お質しのとおり、過疎対策含めて人口減少問題については、一つの組織をつくり

ながら検討していかなければならないという部分では考えているところでございます。今現在、各課においての業務量の調査ということでヒアリングを行っております。その中で、組織のどの部分を総括しなければいけないのか等々につきまして、組織の部分についても条例化されておりますので、その条例改正という部分も含めて、どういふふうに組織を改めたほうがいいのかという部分で、今検討に入っているというような状況になっております。

先ほど副町長も答弁したとおり、条例改正という部分も含んでおりますので、12月ごろの議会には、その条例改正の議案を上程させていただいて、ご審議をいただければというふうには考えているところでございます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

わかりました。町の人口減少問題、これについて定住促進、これについては若者、これが中心になってくるわけですが、先ほどからの話のとおり、今現在においては、従来と違って外側の、町外からの転入ばかりじゃなくて、若者を実際町に残して、そこからスタート、子どもをつくって、就業、そういったものが当然必要になってこようと思います。

この若者定住促進の新しい補助金、これをつくる上で、従来のあれは、先ほどわかりました。あの時代は実際まだ町外からの転入者だけを対象とした、そういったものだったと思います。今現在においては、私、調べた上で、ほかの市町村、先進的な部分においては、やはり町に残っていただく、若者に多く残っていただく、そして人口を増やしていく、それが一番の目的ですので、やはり補助対象については、町民と町外からの転入者、これに区分化、二つやっぱり必要だと思います。そして、子育て加算金。併せて町内の事業所に就業した場合についての就業補助金、加算金。

あともっと言えば、住宅を建てる上で町内の事業所に建ててもらったものについては、要するに建物においての事業所、事業者に対しての建築補助金、助成金。こういったものがみなセットでやっぱりあるべきだと思うんですね。これについては、今後町の補助金策定において、いかがでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

過疎対策につきましては、転入者を増やす、あと転入者を減らすということを基本線

に実施をしてまいる予定でございます。その様々な取り組みの中で、議員お質しのとおり、補助金を交付して会津坂下町に定住していただくきっかけをつくっていくというような形で考えてはおりますが、なにぶん財源にも限りがあるものでございますので、どのような形を優先的に実施していくかについては、今後検討していきたいというふうに考えております。

その中で、転入をして会津坂下町に住居を構え、よその町村から入ってきていただく人たちの住宅補助というのは、来年度から実施していきたいというふうに考えております。

また、坂下町の中にあっても、今、区画整理をしまして、中心市街地での優良住宅地が造成されております。そこに転居、町内転居という形で住宅を建てられた場合についても、金額はまだ決めておりませんが、補助も必要ではないかというふうに前向きに検討しているところでございます。

また、町内企業に町内の子どもが就職した場合ということに関しましては、企業に対する補助金は、現在産業課のほうで実施しておりますが、就職者個人への補助ではなく、あくまでも就職を、採用してくれた企業への補助という形になってございますので、就職者へに対する補助等についても、産業課と協議をしながら、ちょっと内容等について検討してまいりたいというふうに考えております。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

わかりました。

それと、子育て賃貸住宅、これについて私、質問して出させていただきましたけれども、県内いろいろ調べると、これは特に会津坂下町の隣の湯川村、ここにおいて非常に珍しい、会津では非常に珍しい戸建て賃貸住宅、これが 2 年度にわたって計 20 棟建っているわけです。非常に話題を呼んだものでして、倍率が 2 倍以上あったということで、合計 20 棟、今現在満杯です。倍率が 2 倍以上、9 対 1 で村外、要するに坂下いけば町外の方がここに入っているということで。これについては賃貸ですので、子どもがいない場合は 6 万、1 人の場合は 5 万、2 人の場合は 4 万 5,000 円、3 人以上は 4 万ということで、そういったシステム化、料金のシステム化されています。やっぱりこれから子どもを産んで育てていこうという若い子育て、この世代を応援する施策の一つであると思います。

非常に反響が大きいということで、今後も考えていきたいということで、これによって 20 世帯、74 名、今現在、新たに住みはじめた。私ちょっと訪ねた際に、ちょうどまた子どもが 1 人生まれたということで、どんどんどんどんやっぱり増えていくんですね。こういったものも一つの方策かと思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたい部分ありま

す。こういった話題については、今後若者の住宅関係、これについて特に坂下として特色を活かした部分で何かお考えありますでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

戸建ての賃貸住宅につきましては、会津坂下町の町営住宅、並びに民間の賃貸住宅等々のバランスもございますので、今後検討していくにあたりましては、それらとの調整も重点的に考慮しまして検討していかなければならないというふうに考えております。

まずは会津坂下町におきます優良住宅地に、新たに住宅を取得していただくということを基本線に、町の政策は展開していきたいというふうに考えてございます。

◎2 番(蓮沼文明君)

議長、2 番。

◎議長(水野孝一君)

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番(蓮沼文明君)

最後にこの住宅関係、土地を含めて質問させていただきますけれども、坂下の土地は非常に高いということで、これ会津管内においてもちょっと特段を有するような価格だということで、不動産関係の方々に聞いてもそのとおりなんですけれども、実際今申し上げた湯川のニュータウン穂花、こういった部分に比べると特段やっぱり坂下は、今例えば厚生病院、新しい、ああいった、なおさら今後高くなる場合があるということで、当然言われているんですけれども。下手すれば湯川の 2 倍以上という話も、私、昨日、一昨日ですか、聞いたんですけれども。

こういった地の利がいい、坂下としてどっちから来ても、昔からいう、ばか三里で、こういった時代があったので、今は車での移動なんで、そんなには私は思わないんですけれども、実際坂下の土地のあまりにも高すぎる部分、これについては町のほうでどのようにお考えでしょうか。

例えば、若者が実際買いたくても手が出せない、買えるのは本当に、例えば公務員を退職された夫婦での退職金でお金を持っている方、そういう言い方もされているんですね。ですから若者はもう少しね、入っていけるような、購入できるような、そういったものも踏まえて町の土地の高さについてどのようにお思いでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議員お質しのとおり、会津坂下町の土地は近隣町村に比べて高いというのが現実かというふうに思います。その要因としましては、土地区画整理事業であったり、様々なインフラ整備を整えてきたことによる土地利用の価格に反映されているのかなというふうに思います。それが田舎であっても一部都市機能があるというような状態であらわれてきているのかなというふうに思われます。

なかなかそういう状況の中で、子育て世代が大金をはたいてなかなか購入しづらいというお声もたぶんに聞こえてきている部分が、坂下町に新築の住宅が加速度的に進まないというふうな要因として考えております。土地の値段そのものを操作することができませんので、坂下町の土地を購入していただいて家を建てていただく際に、建物を建てる際の補助金という形で、土地並びに家屋を取得する総括的な、総体的な費用負担の軽減ということで補助を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

◎2 番 (蓮沼文明君)

議長、2 番。

◎議長 (水野孝一君)

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番 (蓮沼文明君)

わかりました。

次に町商工業の活性化、この中で商工会の問題についてちょっとお尋ねします。商工会の会員数、これ調査においてこの 5 年間、平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間で、559 あったのが 496 事業所まで減っているんですね。要するに 63 事業所がこの 5 年間で商工会の会員から脱退した、抜けたということになっております。かつて福島県内で有数の会員数を誇っていた会津坂下町商工会、ここについて、このような減少傾向が今現在続けて見られておりますけれども、これについて町のほうではどのように捉えて、どのようにお考えでしょうか。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長 (水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

今ほどの議員お質しの部分でございますが、実際に人口減少もしているという部分がありまして、経営されている方も引退されて、もう事業に着手していないという部分がございます、その方が商工会から抜けているという部分も当然ございます。あとは企業的に言えば、企業をやめた、あとは転出した、そういう部分も散見されますので、そ

の部分を含めて商店街、まちなかの商店街を見ていただいても、シャッターのところも当然ありますし、今後これからやっていこうというところはなかなか出てきてないのも現状でございますので、その状況を踏まえれば、今の減少については仕方がないのかなという部分は当然考えております。

ただ、今ある現状の会員さんの中で商工会も一生懸命やっているのも事実でございますので、その辺もご了解いただきたいということでございます。以上です。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

あと、新卒者の就業、就職、これについて対策委員会等含めて、町のいろんな事業所が入っているそういった組織の中で、勧誘斡旋、そういった部分もあろうかと思えますけれども、日頃から地元の、本町の企業とはこまめに情報交換等していただきたいなと思うんです。というのは、ある新卒者、去年も今年も全く来なかったという、ちょっと町の中では大きめの企業、工場もあります。これについてはどういった経緯で私そうなっているのかわかりませんが、町のほうでも少し、もうちょっとああしてくれたらいいのになということで、私今回伺いました。

ですから、できればさっき話ともつながるんですけども、若者を少しでも町内の企業、工場、そういったものに残っていただくようにやっぱり努力する、それは全体でやらないとだめだと思うんですね。実際やっぱり力、みんな部署、部署であると思いますけれども、町を思うのであれば、それはやっぱり一番大事な部分かと思えますので、ひとつよろしく願いしたいと思えます。この就職関係はいかがでしょうかね。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

先ほど議員がおっしゃった部分についてのものではございますが、町としましては、高校生の卒業者、卒業生に向けまして、企業の説明会や現地見学会等も当然行ってございます。そのときには、各企業さんのほうには当然お声かけをして、新たな、いわゆる就職者の募集をしませんかということで、その説明会も開催しますので、参加しませんかということで声かけも当然してございます。会津管内から今回も新就職者ということで高校卒業見込みの方について、会農のほうで6月15日に11社、町の企業さん集まりまして、就職の説明会を行っているところでございます。

今後現地説明会と、いわゆる企業さんを現地見学会ということで、それも7月の14、

15に予定してございますので、そういうところで高校生、高校卒業見込みの方については参加を募集しながら、各企業、町の企業についてはご紹介を申し上げているというところでございますので、それを踏まえて町としましては、町への就職ということで、いわゆる現在いらっしゃいます企業の雇用の確保という部分については、そのような形で図っているというところでございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

会津坂下町雇用促進協議会、これと会津坂下町工業振興協議会、こういった団体ありますけれども、どのような違いがあって、どういった働きをしているのでしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

雇用促進協議会といいますのは町の協議会でございます、各団体の長の方に、今ほどこ言いました、いわゆる雇用の創出に向けた合同企業説明会ですとか、企業見学会ですとか、そういうものを段取ってやっている協議会でございます。

工業会といいますのは、商工会の中にある一つの部会でございます、いわゆる工業者の方が、商工会に加盟しての中での工業者の方が集まって研修等を行うような団体に、町としてはご協力をさせていただいているということでございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

次に温泉関係に移ります。今回、糸桜里の湯ばんげ、指定管理者の募集公募についてということで、これ町の広報誌で掲載された折に、一般の町民が、あの記事の内容ですと、今までどおりの温泉の運営の仕方が続いていくんだなという捉え方をした方が随分いらっしゃったみたいです。指定管理者の募集については、先ほど町長からもお話あったとおり、町の財産を全く使用しないとか、そういった、やっぱり今までとは違うんですよという部分の一行一文を入れたほうがよかったんじゃないかなと思うんですね。これ対象がやっぱり町民のための町広報誌であるわけですから、そういった誤解をうまな

いような、そういった広報誌の記事掲載にしていきたい。

私も随分質問を受けましたけども、一般の方はわかりません、内容については。ですから、はっきり町民の方に、親切に優しくわかるような記事内容掲載、これに努めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

今ほど議員がお質された部分については、大変申し訳なかったと思います。今後町民の方にもわかりやすく、理解できるような形で広報の記事に掲載してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎2 番(蓮沼文明君)

議長、2 番。

◎議長(水野孝一君)

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番(蓮沼文明君)

糸桜里の湯ばんげの運営なんですけれども、私が一番危惧するのは、修繕関係なんです。これ平成の初期に温泉始まりまして、もうじき 30 年を迎えようとしてます。運営面において一番危惧するのは修繕と申しあげましたけれども、機械室のボイラー等をはじめ、老朽化、経年劣化がきていると思うんですよ、30 年も経つと。これたいていの機械設備、30 年くらい経つと本当にそこらじゅう一斉に傷んできたり、がたがきます。心臓部の巨大ボイラーはじめ、痛みが激しい部分、そういった箇所は今現在ないんでしょうか、お伺いします。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

議員お質のとおり、かなり経年劣化しているのはそのとおりでございます。それを踏まえて、今後、今回公募した中で、確かに候補者はなかったという結果になってございますので、その部分について、議員お質のような経年劣化している部分の修繕をすれば改善されるのか、それとも、どのような形で、いわゆる募集の内容を変えれば募集させていただけるのかということ踏まえて、今後町の中で協議をしながら、財政負担も出てくる可能性もありますので、その部分についても協議しながら進めてまいりたい

というふうに考えてございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

6 社、現地説明会にお集まりになったということで、この 6 社、各々専門の方がいらしたと思うんです、普通に考えて。こういった 6 社から、そういった質問、修繕関係の問題については何か出なかったんでしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

6 社の説明会のときにも、当然その話は出ました。町として修繕をして、いわゆる公募するのか、そういう形で話は出たんですが、最初の説明会、全協でもお話したとおり、何もしない、町はこの状態でおわたしますよという条件で今回は公募をさせていただいたので、それを変えることはできなかったものですから、今回はそのような形です。

ただ、誰も公募がなかったということで、次回につきましては公募の仕方も踏まえて修繕をするのか、今度はどのような形でやっていくのか、どのような説明をしていくのかという部分も踏まえて、今回来られた事業者の方にもいろいろご意見を聞きながら、公募のあり方について考えていきたいというふうに考えてございますので、そのような形でお願いしたいと思います。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

話の内容はわかりますが、町担当部局として、今現在、糸桜里の湯ばんげ、館内全施設において修繕が必要な箇所、修繕に要する経費、そういったものは見積もってるんでしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

現在修繕が必要なところは当然ございます。ただ、運営をしていく中で、必ず直さなければいけないところにつきましては、補正予算だったりというところで、町のほうで予算を付けて、直すような形で対応をお願いしているところでございますが、現在運営ができないような、いわゆる故障とか、どうしてもだめだという部分はございませんので、今の状況を踏まえながら、運営できる範囲でしっかりと運営していきたいということでございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

あと合わせて、あの周辺施設、農村環境改善センターと町営スキー場があります。これについての取り扱い、糸桜里の湯ばんげとリンクした形で考えてられるのかどうか。あと指定管理に出す際に、付属しての施設とするのかどうか。そういったことについてお伺いします。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

議員お質しのとおり、周辺施設につきましても、現在、ばんげ公共サービスが管理しているわけですが、同じような形で、もし公募される事業所があれば、周辺施設も合わせてお願いできるような段取りをしていきたいというふうには考えてございますので、公募がまずあるというのが前提の話ではございますが、それがあつた暁には、その周辺施設についても管理をお願いしていきたいというふうには、町としても考えてございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

最後になりますけれども、先ほど申し上げたとおり、令和 2 年度から令和 6 年度まで、この 5 年間を財政健全化の最重点期間として位置付けてます、町としては。収支の黒字

化とその後の持続可能な財政運営を行っていくための行動作成、要するにアクションプランですね。これを策定したという経緯がございますので、そういった修繕も含めて、財政健全化に影響を及ぼさないような、今の財政健全化がこの先スムーズに進んでいけるような状態を、ぜひともつくっていただきたいとお願い申し上げ、質問を終わります。以上です。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、蓮沼文明君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 5 番、横山智代君登壇願います。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）（登壇）

5 番、日本共産党、横山智代です。通告により一般質問を行います。

古川町長、このたびはご就任おめでとうございます。町民の命と暮らし、生業を守り発展させるため、町民が主人公の精神で町政運営にご尽力くださいますようお願い申し上げます。

質問に入ります。一つ目、前町長の在任中、会津坂下町寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業終了の経緯と理由を質問し、その後、在宅介護家族を支える介護の人たちと署名活動を行い、約 1,400 名の署名を町長に提出いたしました。その後、何の回答も受けておりません。年金は減り、国保、介護保険等の金額は高くなり、そこに加えてこのたびの、このコロナのまん延、多くの人が、せめて自宅で介護されている高齢者の方たちのために給付事業の復活をと、多くの方々が短期間の中に多くの署名を集められました。町としての考えをお伺いいたします。

次に、総合健診での聴力検査の実施について。前回の第 1 回定例会でも質問させていただきました。前回の質問に際しましては、県保健衛生協会の健診項目には聴力検査がなく、近隣市町村においても実施していないとの返答でした。近隣市町村がやらなければならないのでしょうか。町独自の判断でやってはいけなような決まりでもあるのですか、そこをお伺いします。なお、県の保健衛生協会に問い合わせをしました。県の保健衛生協会では、有料で、約 500 円ぐらいの有料で実施可能という返答がありました。

次に、国保の子どもの均等割について伺います。国保料は所得に応じた所得割、世帯の構成人員に応じた均等割、加入世帯に一律で割り当てられる平等割など、組み合わせで決まります。特に均等割は、子どもが生まれ家族が増えるほど負担が重くなっていきます。子育て世代を直撃し少子化対策にも逆行しています。

今通常国会では、2022 年度から、子どもの均等割を半額まで軽減する法律が成立いたしました。75 最以上の医療費の負担が 2 倍化され、それと抱合せて軽減対象を小学校に入学する前までという不十分な内容です。学校に入ればお金がかかるようになり、そ

れと同時に学校に入った途端に均等割が始まります。今、人口減少、高齢化がこの坂下町でも進んでいる中、大変な負担増になります。

福島市では、今6月定例議会で、国保子どもの均等割第2子以降免除する条例の改正案が提出されました。仙台市では、18歳未満の均等割を3割減免するとしています。町として、これら子どもの均等割についてどのような考えをお持ちで、また今後一切これは行わないというような回答がまた出るのでしょうか。

次に、教育行政について質問いたします。

一つ目、食育教育をどのように捉え、どう進めようとしているのか伺います。食育、学校給食は大事な教育の一環です。子どもたちの健やかな成長は全ての国民の願いです。福島県が2015年に実施いたしました県民アンケートでは、子どもを持ちやすい環境、これの第1位は、教育にあまりお金がかからないこと、62.6%でした。また県内婦人団体が実施いたしましたアンケートでは、これは昨年行ったものです。公費、公の費用です。公費で賄ってほしい教育費として、1位が給食費でした。学校給食費は年額5万円から6万円と、保護者が学校に納めるお金の中で最も高額になっています。このたびのコロナ禍における子育て支援策として、学校給食費の無料化、補助が広がっています。現在、県内59市町村のうち補助が43市町村に拡大しています。これについて町の考えをお伺いいたします。

次に、コロナ禍の中、経済的事情で生理用品が購入できない、生理の貧困が世界各国で社会問題となり、日本でも生理用品の無料配布をとの運動が急速に広がっています。NHKが学生の5人に1人が生理用品入手に苦労していると報じたのは今年の3月4日です。衝撃が広がり、以来3ヵ月、自治体や国に対策を迫る声が一気に高まりました。

内閣府が世界月経衛生デーの5月28日に発表いたしました初めての調査では、生理用品配付に取り組んでいる自治体は、5月19日現在、39都道府県の255自治体となっています。政府は3月に打ち出したコロナ禍の助成支援策で、初めて女性用品の名で生理用品提供を補正予算に盛り込みましたが、これは女性活躍のためで、学校は支援対象ではないというような明言をいたしました。一方、文科省は、現場で先行している学校配付の経験を聞き取るとの回答を出しております。

国会でも取り上げられ、内閣府は各省庁と連携を行うと表明。4月14日、文科省は、事務連絡で提供場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう、提供方法、配置場所などの工夫をご検討いただきたい、保健室等に通常備えている生理用品を渡した場合に、返却を求めないといたしました。

第65回国連女性の地位委員会は、3月25日から26日まで、国連本部と各国オンラインで行われましたが、婦人団体等では、保健室に取りに行くのではなく、トイレ個室に設置を、そして生理で萎縮する子をなくし、性教育とジェンダー教育をどの子にも。貧困対策に留めず、トイレトペーパーのように生理用品が当たり前のようにある社会にということを訴えています。

政府は4月、生徒、学生への支援、手に取りやすい場所、保健室のほかにもなど、学校トイレ配備も含む通知を出し、そして調査も進められております。町としまして、ど

のようにこのことを考え、どのようにこれから取り組んでいくお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、幼稚園の預かり保育についてです。幼稚園の預かり保育をしていらした保護者の方が、産休を育児休暇を取り、育児休暇を取ったということで、育児休暇中は専業主婦としてみなしますという回答をいただきましたということで相談を受けましたが、育児休暇中には、それはその期間だけ専業主婦になるのですか。保護者に対する説明が足りないのではないかと思います。なぜその期間だけ専業主婦という捉え方をして、預かり保育ができないという形になるのか、私には理解ができませんでした。なぜだめなのか、そしてその経緯はどういうことなのか。保護者は、優しさ、そして思いやりが足りない、会津坂下町はそのような町ですかというような声が出てきました。私も確かに詳しいことがわからなかっただけに、なおさらそう思うのですが、その経緯を詳しく説明していただき、預かり保育について、もっとその当事者の立場に立ち、そして寄り添う姿勢はなかったのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

以上をもって壇上よりの質問を終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

横山議員、お祝いの言葉、ありがとうございます。

それでは、5番、横山智代議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

介護保険の地域支援事業における「ねたきり老人等紙おむつ給付事業」につきまして、平成6年度から平成29年度までの間、在宅のねたきり老人及び認知症で常時失禁状態にある方を対象に、本人及びその家族の経済的負担の軽減と福祉の向上を目的とし、1ヵ月3,000円の紙おむつ券の給付を実施しておりました。

その後、平成30年度の介護保険制度の改正に伴い、地域包括ケアシステムの構築といった新たな方向性が示され、紙おむつなど介護用品の現物給付については、交付金の対象外となり、町単独事業として実施せざるを得なくなったことから、事業廃止に至りました。

今般の新型コロナウイルス感染拡大により、在宅の寝たきり高齢者が介護保険サービス利用を控えざるを得ない状況や、介護する家族の経済的・精神的負担軽減につきましても検討しておりました。

この事業については、町に対して署名提出の有無にかかわらず、町は在宅の介護高齢者を対象とした支援の一つとして、限りある財源の中で、町単独事業の実施も含め、ど

のような実施方法がよいのか、今後介護保険運営協議会の中で協議してまいります。

今後も、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう事業を実施してまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

私からは、ご質問の第1の2と第2についてお答えいたします。

はじめに、第1の2についてお答えいたします。現在、町で実施しています「総合健診」については、「福島県保健衛生協会」と委託契約を締結し実施しておりますが、高齢者を含む一般被保険者の検診項目には「聴力検査」が含まれておりません。委託先の福島県保健衛生協会に確認しましたが、75歳以上の後期高齢者についてだけでなく、74歳以下の特定健診においても聴力検査を基礎検診として行っている委託先はないということです。聴力検査について各事業所が行う就労者向けの検診での検査はありますが、自治体が被保険者の健康診査事業にて行う検査には該当いたしません。

一般的に高齢者に多いとされる「老年性難聴」は65歳を過ぎた頃から始まり、高音が聞き取りにくくなるという特徴があります。通常の聴力検査ではそれほど聴力低下はなくても、言葉を聞き取る能力が低下していることもあります。このような症例は、聴力検査では確認することができないため、医療的判断ができる医療機関への受診を行うことが必要になります。

このようなことから、町としましては、総合健診での聴力検査を実施するには至らないと考えております。

次に、ご質問の第2についてお答えいたします。子どもに係る国保税の均等割軽減措置については、本町が独自として18歳未満の子どもの全ての世帯の均等割減免を実施することは、国保運営の状況を考慮しても非常に困難なものといえます。

少子化が進展する中で、未就学児の均等割国保税を対象に5割軽減する、健康保険法等の一部改正が今国会で成立し、「子育て世代の経済的負担軽減」という観点から緩和される措置が、令和4年度から実施されます。均等割につきましては、受益者それぞれに負担していただく応益割として設定しており、18歳未満の子どもの全ての世帯の均等割を減免した場合、子育て世帯以外の方々へ財源負担を求めることなど、公平性の観点から被保険者の理解を得る必要があると考えます。また、所得の低い世帯に対しては、7割、5割及び2割を軽減する制度により対応しております。以上でございます。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

私からは、ご質問の第3の1と2についてお答えいたします。

はじめに、1の(1)についてお答えいたします。第3次会津坂下町食育推進計画では、『「食べること」は「生きること」であり、健やかな心と体、情緒を育むためにとても大切なこと』としています。食事について正しい理解を深め、健全な食生活を実施することができる人間を育てることが「食育」であり、学校給食もその一環であると認識しております。

学校給食の無料化・一部補助につきましては、学校給食法の規定により、施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は自治体が、それ以外の学校給食に要する経費、いわゆる食材費につきましては、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とされております。本町もその規定に基づき、学校給食の食材費につきまして保護者負担としているところでございます。

学校給食は「食育」の一環ではありますが、義務教育における無償化の対象とはなっておらず、今のところ、学校給食費無料化・一部補助についての国県からの補助金は制度化されておられません。

また、経済的に支援が必要な要保護・準要保護世帯の給食費は全額援助する制度も整備されておりますので、現時点では、無料化・一部補助の考えはございません。

次に、2についてお答えいたします。町内小・中学校では、生理用品を保健室に常備しており、児童生徒が生理用品を忘れた場合などに対応しております。また、養護教諭が児童生徒の健康状態の確認ができ、健康相談などの機会にもなっております。

現在、新型コロナウイルスによる経済的な影響が長引く中、生理用品を十分に手に入れることができない「生理の貧困」が社会問題となっております。今後、「生理の貧困」の背景把握に努め、児童生徒の気持ちに寄り添った相談支援をおこなってまいります。

これからも、児童生徒がいつでも安心して学校生活を過ごせる環境を整えられるよう、調査・研究してまいります。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

私からは、ご質問の第3の3についてお答えいたします。

幼稚園における預かり保育は、午前8時30分から午後2時までの教育標準時間以外の午前7時から午前8時までと午後2時から午後6時までであり、その対象は、保護者の就労や妊娠・出産などにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である園児

とされております。

議員お質しの、保護者が育児休業中の預かり保育については、内閣府通知により「保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、町が児童福祉の観点から必要と認められるとき」との判断基準が示されており、町はその家庭の実情により個別に判断しております。

令和２年度までは内閣府の示した「児童福祉の観点から必要と認められるとき」の解釈を、保護者の支援の観点から広く認めていたところです。

しかしながら、現在の幼児教育・保育の無償化により預かり保育も無償となり、育児休業中の方と家庭で保育している方との間に不公平感が生じてしまうことや園児と親とのスキンシップが重要であることから、預かり保育の判断について検討し、今年度より判断基準を見直したところです。

具体的には、子どもの精神面・身体面の状況や保護者の養育能力等に課題がある場合、預かり保育を継続して利用できることにいたしました。

預かり保育を利用する際、以前と比べて制限が生じることとなりましたが、町には幼稚園へ通園している全ての家庭が利用できる一時預かり保育をはじめ様々な子育て支援サービスがございますので、家庭の実情に合ったサービスにつながるよう支援してまいります。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後２時 04 分）

再開を２時 15 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後２時 15 分）

再質問があればお願いいたします。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

それでは再質問をさせていただきますが、最初のねたきり高齢者等紙おむつ給付事業につきましては、今まで何度か質問させていただいた中で、前向きな回答が出されたのではないかと、これからを期待いたしておりますが、ぜひ皆さんが本当に、署名してくださった方々、そしてここにいる私たちも、いつそのような立場になるかもわからない状態です。そういったときに、みんなが本当に安心して暮らせるような坂下町、そして多くのケアマネジャー、それから介護事業所の方たちからも、私たちが本当は声をあげ

て運動しなければならないんです、というような声を昨日もいただきました。

そんな中で、ぜひ前向きに皆さんが本当に、ああ、これから一生懸命みんな頑張っている人たちを励まそうという気持ちがさらに深まるように、ぜひよりよい形で協議を続けていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に質問の2ですが、総合健診の中に聴力検査をということですが、ここには回答がありましたように、聴力検査については県の保健衛生協会では、その項目にはもちろん入っていないということで、私の知り合いの保健師、それからグループの面々でいろいろ調べたところ、保健衛生協会では、やらないわけではありません、先ほど申しましたように、有料でなら可能ですという回答をいただきました。

ここに、なぜこの聴力検査をというところなんです、だんだん歳をとってくるというよりも、若い方はもっと早くから出るようですが、聞こえないということを口に出せない、出すことがやはりちょっと恥ずかしいという方たちもいるということと、聞こえなくなることイコール、そこに痴呆が進みやすくなる、そういった懸念がとてもあります。それを少しでも早く、また自分では聞こえているつもり、ほかの人と比べて、老人性難聴になっているのかということ判断しづらい人たちもたくさんいると思います。そういった方たちのためにも、ぜひ有料化というような形でも、やはりこれを実施すべきではないのかなというふうに考えて、このような形で出していますが、それについてはどのようにお考えでしょう。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

まず二つの点からお話したいと思います。

まず財政的な面、今ほど有料化でも実施したらいいじゃないのかということで、先ほど議員お質しの部分で、保健衛生協会では1人当たり500円でというようなことで、そうしますとだいたい被保険者、健診する町民の方ですと3,500くらいが対象となります。そうしますと、だいたい200万弱と、もしくはもしかしたら200万いくかもしれないといったところで、そういう部分を、じゃあそういう健診を受ける方にお金をいただくのかといった点と。もしくは町のほうで担保するのかといった点が考えられるかと思います。例えばそういう被保険者の方に、普通の特健健診ですと無料ですので、お金をいただくということはなかなか厳しいのかなというふうに思っていますし、逆に町が今度予算化してやるとなると、そのこの部分の今度協賛が出てきます。それもなかなか厳しい部分があるのかなという点、1点と。

もう1点、特定健診自体はメタボリックシンドロームに着目した、生活習慣病を未然に防ぐというような、そういう目的でやっておりますので、聴覚検査については、県の健診プログラムの中にも入っていないというのが現状でございます。また、ちょっと調

べますと、聴力検査だけではなくて、生活の中でその難聴の、高齢者の難聴の初期症状について知ることができると。どういうことかという、例えばお風呂の沸いた音のピピというのが聞こえないとか、あとは耳鳴りがするとか、そういう部分で気付くことができるといったことがあろうかと思います。家族も含めて、そういう気付きから初期症状を発見していただいて、予防につながればと思います。また介護保険予防事業の中でも、そういったことを啓発しながら、この加齢性の難聴の部分についても健康づくりをしていきたいと思っております。以上でございます。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

私が申し上げているのは、町で負担しろということではなく、そういう意識を持って、意識を持つてというか、心配を持ってらっしゃる方は、最初やはり自己負担ででも、そういう機会に、わざわざ、あれ、どうなのかなと思いつながら、その耳鼻科に行つて検査をするなんていうことはなかなか普段ではないことだと思いますので、そのような形で出させていただきました。

そして、先ほどおっしゃつたように、各自宅でというふうにはおっしゃいますけれども、それすらもやっぱりわからない方、そして自分でそう思つても思いたくないというのが年寄りに多いと思います。他人から、ましてや検査、そして病院の方とか、そういう人たちから言われて初めて、そうなんだとしか受け入れられないのが、やはり周りの老人の方とか、いろんな人を見ているととても感じるので、やはりそういう希望を持っている、そういうのを受けたいという方にそういう機会があればということで提案なので、今後このような形で何かの機会にそれを協議していただいて、それが実現できるようなことがあればということで提案いたしますので、今後ぜひ検討していただきたいと思います。ということです。

次に移ります。次ですが、子どもの均等割についてです。子どもの均等割は、これは以前から子育て世代だけではなく、やはり財政力のある子どもとはいえないわけですし、自分たちが収益を得ているわけではないその子どもたちの分、そしてましてや子どもの数が増えれば増えるほど、そのどんどんお金がその分加算されていく。それに対して、やはりこの状況は決して、本当に好ましい状態ではないと思っております。

子育て世代を、このたび政府は、経済的負担を軽減するためにということで、均等割の国の制度を 22 年度から新しく、それもまだ就学時前の子どもに限つてということで出ていますが、就学時前の子どもよりも、就学してからの子どものというのは、どんどん学業の面、それからいろいろな面で費用がどんどんかかってきます。そういった中で、やはりこの均等割について、全てを削減というよりも段階を経てでもいいですし、そしてこの子どもの均等割について考える機会を、ぜひ多く持つてほしいと思いますし、こ

れに対して均等割そのものについて、課長はどのようにお考えでしょう。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

今、均等割というのは、国保税において、まずその世帯において所得に対する所得割と、そしてその被保険者1人当たりに対する均等割と、もう一つ世帯に対して課税する世帯割というようなところがあります。この均等割と世帯割というのは、応益割といまして、応益と応能、応能といのは所得割ですけれども、これは50対50というような、そういう比率で県の方で指導が入っております。この均等割ですけれども、それこそ今議員お質しのとおり、生まれたばかりの赤ちゃんでも課税するといったところで、そういう被保険者であれば、そういう子どもにも課税するといったところで、いろんなところでこれは議論がされております。それでいいのかといったところで、全国の知事会でも国のほうに、この均等割の減免なり軽減をしてはどうかといった、そういう要望も出ております。

今回、国のほうで令和4年度から、その未就学児までの均等割を半分軽減しますよといったところがございます。議員お質しの、その18歳まで、18歳以下の部分についてはまだですけれども、これについては、町としては、まず財政の運営主体が平成30年に県に移行しておりますので、町としては、まず県が表立って、先立ってこれをしていくべきではないのかなと思っております。各自治体が各々このような、先ほど議員、福島市で第2子からという部分も出ましたが、町としての考え的には、最終的には福島県の国保税は一つになるのでありますから、県が先立ってこういう制度を、国なり、県独自で制度運用していただきたいのが町としての考え方ではありますが、それこそ町の国保財政的にも平成30年度から県に移行になって、まだ3年です。財政面も紆余曲折しているような状態ですので、福島市はどのような形で独自でやったのかわかりません。例えば一般会計から入れたのか、そういうのはわかりませんが、町としてはこのよう財政状況の中で、18歳以下の部分についても減免するといったところは、今のところ厳しいのかなというような感想でございます。以上でございます。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)

おっしゃることも重々わかっていますし、これからますます私たちも声をあげて、これを県または国に、その措置を求めて、軽減させる方向、そしてやはりこの子どもの均

等割について、もしできるのであれば、その中の1割でも2割でも、第1子のみならず、第2子、第3子、やはり子どもさんがたくさんいらっしゃるところでは、なおさらその負担が大きくなるので、そういった部分に対しては、特に今後ぜひ考えていていただきたいことですので、それを頭に置きながら、今後国保財政の運営に関わっていただきたいと思いますので、ぜひ、またこの次、よろしく、それまでにまたいろいろ知恵と体力を蓄えて、体力は十分ありますが、ぜひよろしく願いいたします。

次に移ります。それでは、次に学校給食費の問題です。学校給食費につきましては、以前お話をさせていただいたときに、払わない人がいると、払わない人がいるからという話、これはほかの方たちにもよく話を聞きますが、払わない人がいるから払うのが当然だみたいな話、そういうことではなく、やはりみんな同じ環境のもと、同じ条件で同じものを、やはり子どもたちが本当に安心して食べられる状態、それが一番、食育として必要ではないかと思うのですが、それに対してはいかがでしょうか。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

食育については、町の食育教育の中で示されているところでございまして、今、横山議員お話ししたこと、全くそのとおりであるというふうに思います。特に学校給食における食育の関係につきましては、まず第1番には、やはり安心安全、あと例えば栄養のバランスだとか、ということもありますし、町の食育の中の一つとしては、地元の食材を消費すること、使うことによって、例えば地元の方の農業関係、生産関係の人たちに感謝をする気持ちですとか、あとは郷土愛につながるとか、様々な考えのもとに、広い意味での食育という観点を持っておりますので、そういう中からも学校給食における食育を含めて、まずは安心安全をもってバランスよい給食を提供していくと、安心して食べていただける、子どもたちも美味しく安全に食べていただける。それを見守っている保護者の皆様にも安心していただけるということを大前提に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)

学校給食費、特に中学生になると、小学生よりもさらにたくさん量が、というよりもたくさん食べるようになりますし、もちろん必要な量を考えながらですけども、年間ですと、多いときは年間約6万円の学校給食費の費用がかかります。そのほかに、

今度学級運営費、その他の費用と合わせると、本当に 10 万円を超える金額。子どもたちを抱える母親、保護者たちにしてみれば、その費用が本当にばかにならないというか、そのほかに先ほど出ましたように、もし国保に加入している人であれば、今度国保の費用、その他も本当にかかってくるわけです。

そういった中で、今、県内の、それこそ 59 市町村のうち、どんどんどんどん今拡大しています。特に会津地方では、本当に無料のところもたくさんありますが、だからといって無料にしろとは言いませんが、やはり私たち日本共産党のほうの考えとしましては、学校給食費の無料化を求める会もつくっています。その中で、学校給食は教育の一環であり、憲法や義務教育無償化の原則に立てば、学校給食費の無料化は国や地方自治体の責務であると、私たちはそのように述べております。

そういった中で、やはり本当に一部、全てではなく、半分ではなくても、とにかくやはり同じような形で子どもたちに、やはり少しでも遠慮なくそれを気にしながら、おそらく毎回の給食を食べている子も少なくないと思います。

そんな中で、やはり同じ条件、少しでもそれを考える上で、今後やはり一部補助とか、例えばお隣の湯川村は、同じ給食センターの給食を食べているわけですけども、湯川村の場合は一部の食材の費用の補助をしております。同じにしてほしいということでもないですが、ぜひそういった観点から、やはり一部補助的なことも、今後一切考えられないのでしょうか。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

ありがとうございます。いろいろ各市町村によって支援の仕方あるかと思います。当坂下町におきましては、どういう形で今現在の条件の中で、保護者の方も含めて支援なり、お手伝い、負担軽減ができるかという考えのもとに、例えば一つの方法として、この令和 3 年度から児童手当からの振り替えを行うことによって、保護者の皆様の負担の軽減、手間の軽減であるとか、あとは振替手数料の軽減であるとかということで、様々な手法を考えながら、今の制度、法律に則った中で、少しでも保護者の方、子どものほうの立場に立った中で、できる条件の中で負担軽減をしていきたいというふうに考えております。

あと、近隣町村、県内の町村、全国的に見ても様々な、費用に対する補助等もありますが、その辺りにつきましては、例えば国の動向、県の動向も含めて、ある一定の制度化のほうの考え方に話が進むのであれば、その辺も含めながら町としても検討していかなければならないのかなというふうに考えておりますので、支援の方法につきましては、様々な角度からいろいろ情報を仕入れて検討していきたいというふうに思っております。以上です。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

これからも、やはり保護者の負担が少しでも軽くなるように、そして坂下町の学校に子どもたちを通わせて本当によかった、子どもたちも坂下町で学校生活を送れてよかったと思えるような、やはりそういった学校生活、そして楽しい思いでがつかれるような形の中にも、やはり学校給食というのはすごく大きな役割を持っていると思いますので、ぜひ今後、少しでも改善ができるような、そして財政面でも豊かになれば、きっと坂下町も学校給食費が無料化、なんていうことも近い将来あるのかなということを期待しまして、次に移ります。

次に、生理用品の配付のことですが、福島白河支部、そしてその中の泉崎村がございます。そこで5月に、泉崎村に私たち婦人団体の要請がありまして、副村長、そして教育長が一緒に対応してくださいましたが、生理の問題は、貧困やそして健康、学習権の侵害だけではなく、男女平等にも反し、経済的負担を社会全体で担うという世界の流れを共有して、国の制度に間に合わなくても、泉崎村では、村の予算で検討しますという回答をいただきました。

そして小学校、中学校に生理用品を置いていただくということになりましたが、子どもたちのアンケートの中では、子どもは保健室には行きづらい、全ての子どもが、やはり保健室、平気で行けるということではないと思います。そして子どもの中には、その保健室に行きづらいから、このたびは友だち同士で融通しあっている、そのような話も聞かれているという状態です。少しでも、やはり普通に、本当に子どもたちが保健室にわざわざ行って相談という形でなく、いつでも安心して、そして今、小学生でもかなり体の発達が本当に進んでいて、昔、私たちが育つころとはまた違ってきています。

そういった中で、やはりそういう子どもたちの状況、本当に保健室、それから担任の先生も気を使って見てくださると思いますが、でもやはり子どもたちも、全てが自分たちから声を出したり、そういうことができる子だけではないということで、やはりそういう子たちのことも考えながら、本当にトイレットペーパーのように、何気なく、そのトイレの個室にさりげなく置いていただけるように。

それと、あるところでは、小学生が生理用品を保健室にいただきに行ったら、これは保健室で学校で常時置いておくものですから、後で返却してくださいというようなことを言った学校があったそうですが、坂下町のほうではどうなのでしょう。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

横山議員おっしゃるとおり、やはり一番大事なのは、子どもが朝来て帰るまで、学校に限ったことではないんですが、安心してその日を過ごせる、楽しく一日を勉強に、友だちとの交流に過ごせることができるということが、やっぱり一番大事なことだと思います。その環境をつくってあげるのが学校であり、我々行政、教育委員会の仕事だと、使命だと思っておりますので、そのことを第1に、念頭に置きながら全て考えていくということが必要だと思っております。

まず今回の生理用品の問題につきましては、坂下町におきましては、以前から保健室のほうに常備をさせていただいております、忘れてしまった、たまたまという子には養護教諭の先生のほうからお渡しするという形で、特に返却等も求めているという経過はないというふうに思っております。

やはり小学生、中学生ですので、ただお渡しするだけではなく、やはり、例えば今の時代ですと、例えばネグレクトの問題であったり、家庭内のDVの問題であったり、やはりその子どもの様子を伺うということも学校側の、大人の大切な使命の一つであるというふうにも考えておりますので、そういう特に小学校、中学校の場合には、家庭で生活しているわけですから、そういう子どもの様子を見て、環境なり何なりにちょっと問題がないかなというような観察も含めて、よくその辺の背景も考えながら対応していくべきかなというふうに考えております。

ただ、しかし横山議員がおっしゃるとおり、やはりなかなか性格的にか、環境的に言いづらいような子どもがいるのも実際は事実だと思いますので、そういう子どもたちに対して、どういう形で気兼ねなくケアができるのかということも含め、やはり子どもが学校生活を安心して過ごせる環境をつくっていく、全ての様々な件においてということになりますから、今後も引き続き研究といいますか、どういう形がいいのかということとは考えていきたいというふうに思っております。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

預かり保育の件についてです。預かり保育ですが、先ほどの説明では、今年度より判断基準を見直したというところではありますが、その見直した内容について、保護者の人たちは、やはりそのことについてちゃんと納得した上での回答だったんでしょうか。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

このたびの見直しについては、子ども課内で協議をして見直したということになります。やはり無償化になって、預かり保育、育児休暇の取得できる方の預かり保育がどんどん増えていったということ。それと、やはり同じ産前産後の後のサービスが、専業主婦の方はやはり使えないというところで、育児休暇を取得できる方との均衡がどんどん変えてしまうということから、早く迎えにいける余裕がある、育休の場合は。一般的には保護者の側にも早く迎えに行くことができるのではないかとということだったり、あと親子で過ごす愛情関係を強く築いてほしいということがあって、せっかくの機会に子育てを楽しんでいただきたいというような観点も含めて、内部で協議したところです。

国のいう、児童福祉の観点から必要と認められるということが町の判断基準になりますが、その児童福祉の観点からということが何なのかということを実に内容をよく精査しまして、10 個ほど就労の場合、妊娠出産の場合、あと保護者が疾病をしていたり、病気だったり、様々な 10 項目の観点から国は細かく示しております。それ以外で町が児童福祉の観点からということが何なのかということ、こちらのほうで検討した結果になります。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

そういう話もありますが、子どもがお母さんといることが幸せですから、お母さんとその時間を過ごす、というようなことをその職員には言われましたが、お母さんと一緒に過ごすことが幸せですということは、それは大人の目から見た、外部から見た判断であって、子どもがそう言ったわけではない。中には家に帰って、ほかの子どもと遊ぶ時間もなくて、お母さんと過ごすことももちろんうれしいけれども、子どもたちとその時間遊んでいた時間があつた。そういう子どもたちが、やはり預かり保育がなくなったことでそこから遠ざかってしまって、逆に子どもたちが寂しい思いをするという、そういったこともあるのではないかと思います。今後やはり、きちんと保護者と、そこを保護者が納得できるような形で説明していただくということが基本になると思いますので、ぜひ今後善処していただき、子どもにも保護者にもいい形で過ごせるような形の預かり保育を、ぜひこれからもつくっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、横山智代君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 4 番、赤城大地君登壇願います。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)(登壇)

4 番、赤城大地でございます。古川新町長の町政運営に大きくご期待申し上げますとともに、二元代表制の一翼である議会に対し、常に真摯な態度であることをお願い申し上げます。

それでは通告に従いましてご質問いたします。

まず消防団・自主防災組織の育成事業についてお伺いいたします。

平成 25 年の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されたことにより、消防団のあり方に関する検討が全国的に始まりました。このときから本町においても多くの先輩議員が登壇し、消防団の処遇やあり方に関して、ご質問なさっており、消防団組織の改善について町民の関心度は高いものとなっております。

そのような中で、本年 4 月 13 日に出された消防庁長官通知、消防通知第 171 号においては、その議論の核となる報酬について、初めて基準が定められ市町村に対して改善を図ることを助言として促した、画期的なものでした。このことは周知のことで、新聞等でも報じられ、本町消防団員のあいだでも報酬が上がるのではないかと憶測が飛び交っている現状でございますが、いまだ、これについての町の態度や方針は明らかに示されてはおりません。したがって、この場にて明らかに示していただきたく次のご質問をいたします。

第 1 に、本年 4 月 13 日付で出された消防庁長官通知について、本町の今後の対応、特に年額報酬、出動報酬、消防団の運営に必要な経費について、その方針と財源をお示しください。

第 2 に、通知と併せて出された「消防団員の処遇等に関する検討会」の報告書の中で、出動報酬について予備自衛官の制度を参考にしたとありますが、即応予備自衛官におきましては雇用する企業に対する給付金制度が設けられております。本町消防団における、このような制度創設についてどのように考えるか町の見解をお伺いいたします。

第 3 に、これまで町は初動体制を確保することを念頭に消防団の班体制の見直しを進めてきておりますが、初動体制の確保とは具体的にどのような状態であるかお伺いいたします。

第 4 に、これらの事項を踏まえ、消防団組織のあり方や班体制を、どのようにすべきと考えるか町の見解をお伺いいたします。

次に、水田貯留機能強化計画、いわゆる田んぼダムについてお伺いいたします。今月、県内で初めてとなる水田貯留機能強化計画への取り組み方針が喜多方市により示されました。国が推進するこれらの計画について本町の取り組み状況をお伺いいたします。

また、この対策は河川の上流域で行ってこそ効果を発揮するものと思われ、本町単独ではなく、広域的、一体的に取り組む必要があるものと考えます。本町が取り組むと仮

定した際の他市町村との連携についてどのように考えるか併せてお伺いいたします。

以上、壇上よりのご質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

赤城議員、お言葉ありがとうございます。

4 番、赤城大地議員のご質問のうち、私からは、ご質問の第 2 についてお答えいたします。

はじめに、第 2 の 1 についてお答えいたします。田んぼダムとは、水田が元々持っている貯水機能を利用し、大雨時に水田に一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する取り組みです。水田の排水口に流出量を抑制するための、排水調整装置を設置するなどして、人為的に貯留機能を高めるもので、農業者が簡単に始められる効果的な地域防災の取り組みであると認識しております。

さて、本町では、水田貯留機能強化計画を現在のところ策定しておりませんが、田んぼダムは多面的機能直接支払交付金事業として取り組むことができ、交付金の加算処置として支援拡充されるため、今後、活動組織に対し情報提供や要望の取りまとめを実施し、水田貯留機能強化計画を策定してまいります。

次に、2 についてお答えいたします。田んぼダムの取り組みにつきましては、水田内での水位の上昇により、農作物が長時間水につかることによる収量への影響や畦畔の崩落の可能性などが懸念されるため、農業者の理解が必要です。

また、議員お質しのとおり、上流地域の取り組みがあつてはじめて効果が発揮されるため、河川流域の広域にわたる自治体における農業者の協力や同意が必要不可欠です。

多面的機能直接支払交付金事業における取り組みについては、町内の活動組織のみが対象となるため、今後、国、県の動向や他地域の取り組みの状況を把握し、関係機関と連携を図りながら、最も効果的な事業実施に向け努めてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

◎総務課長（板橋正良君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋総務課長。

◎総務課長（板橋正良君）

私からは、ご質問の第1についてお答えいたします。

はじめに、1の(1)と(2)についてお答えいたします。令和3年4月13日に「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告書が国から公表され、福島県を通じて各自治体に消防団員の処遇改善等について要請の通知がありました。この中間報告書は、近年の消防団員の減少や自然災害の多発化・激甚化に伴う負担の増加に伴い、総務省消防庁が昨年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行っており、その中間報告となります。

主な内容ですが、災害時等の出動手当について1日当たり8千円を標準額とし、また、団員階級の年額報酬の基準を3万6,500円とするものです。本町の消防団員の報酬及び出動手当は、条例により出動手当は、1回1,940円、団員階級の年額報酬は、2万4千円となっており、国が示した額より出動手当、年額報酬ともに少ない現状となっております。

団員報酬、出動手当は普通交付税算定の基準財政需要額の単位費用に算入されております。団員報酬、出動手当を改定した場合における財源措置については、国から新たな財源措置が提示される可能性はありますが、現在のところ一般財源により対応することとなります。

今後、国において消防団員数の確保のため、広報の充実や訓練・操法大会のあり方等についても引き続き検討がなされ、最終報告の予定となっております。町としましては、来年4月1日施行に向け、条例改正や予算措置を検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)についてお答えします。消防団の運営に必要な経費につきましては、資機材・被服に関する費用、分団運営費、消防団施設や車両等の維持管理費など、財源は一般財源であります。今後も災害時等に備え、適切な予算措置に努めてまいりたいと考えております。

次に、2についてお答えいたします。即応予備自衛官雇用企業給付金は、年間30日間の訓練出頭が義務付けられた上に、予測の困難な災害時等の召集命令にも応じることが義務付けられている即応予備自衛官を雇用し、かつ、訓練出頭等のために所要の措置を講じている企業に対して、雇用する即応予備自衛官1人当たり、月額4万2,500円を支給する制度であります。

令和3年4月13日付け消防庁長官通知では、消防団員を雇用する企業への支援策は示されませんでした。

現在、消防団員を雇用する企業への支援策として、消防団協力事業所表示制度があります。この制度における町の支援策は、総合評価方式での入札における加点であります。

町としましては、国の予備自衛官等を雇用する企業への支援策と同等の制度を設ける考えはありませんが、今後も「消防団協力事業所表示制度」の啓発を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、3についてお答えいたします。初動体制の確保とは、災害発生時に現場へ迅速

に駆けつけ、災害対応活動が可能な状態のことを示します。

消防車両で火災現場へ出動する場合、消火活動における機械器具等の操作の観点から、必要な人員として、原則４名以上で出動することとしておりますが、団員の被雇用者の増加とともに、町外の事業所に勤務している団員も多く、火災現場への出動に要する時間が増えている傾向にあります。

次に、４についてお答えいたします。現在、分団長を中心とした会津坂下町消防団活性化委員会において、初動体制の確保や団員の確保など、消防団が直面している課題解決に向け協議をいただいております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会の開催が１回のみでありましたが、今後、新型コロナウイルス感染の状況を見ながら、委員会を開催し、本町消防団が抱えている課題解決に向けて、消防団の班域の見直しや機能別消防団員制度の導入など様々な視点に立ちながら協議を行っていただき、町当局といたしましても消防団体制の充実強化に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎４番（赤城大地君）

議長、４番。

◎議長（水野孝一君）

４番、赤城大地君。

◎４番（赤城大地君）

条例改正の方向ということでお示しいただいたんですけれども、その額については、今この場でお示しいただくことは可能でしょうか。

◎総務課長（板橋正良君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋総務課長。

◎総務課長（板橋正良君）

今現在精査しているところでありまして、改めていくらぐらいというのは、今後詰めていくというふうな形で、今考えております。実際的に条例改正となりますと、早くて１２月、遅くて３月の議会という前に、実際的に予算の編成もありますので、１２月の議会の上程という形では考えているところでございます。

◎４番（赤城大地君）

議長、４番。

◎議長（水野孝一君）

４番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

通知の中では、団員の階級ということであつたんですけれども、団員以上の階級についてはいかがでしょうか。

◎総務課長(板橋正良君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋総務課長。

◎総務課長(板橋正良君)

同じように、団員から班長、副分団長、分団長という形で階級ごとに、ある程度町も階級ごとに分けておりますので、それに応じた部分で改正するような形になろうかと思われま。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

これが一番お伺いしたかったことなんですけれども、交付税措置、現在でもされているんですが、ただ財政のほうにもお伺いしたんですけれども、1 人当たりいくら交付税措置されているということが、なかなか明確に出てこないものですから、国のほうでは4 月 1 日の当初予算にこれをあげてくれると、しかしながら、交付税措置については4 月以降に見直しを図ると、そうだと、答弁にもあつたんですけれども、4 月 1 日現在では一般財源、自己財源のほうで対応しなければならないということになるんですけれども、1 人当たりいくら増えるのか、これがはっきりした数字が出てくれば、もう少し議論に深みが出るんですが、ちょっとこれがない状況で大変申し訳ないですけれども。

そういったことで、自己財源を消防のほうに拡充させていく。今この財政健全化の中でいرونなところに予算がかかっている状況で、このような形で消防のほうにどんと、たぶん想定外だったのかなとは思いますが、そのような中でも、消防組織について、私はやっぱり消防組織というのは国からお金がかかるからとか、自己財源を使うからと、そういうような決め方で決めるものではないと考えているんですけれども、その辺いかがでしょうか。

◎総務課長(板橋正良君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋総務課長。

◎総務課長(板橋正良君)

議員お質しのとおりだと思います。住民の安心安全を担保していくという部分が、一番末端の部分が消防団員だと思っています。水害であれ、火災であれ、地震であれ、災害発生したときいち早く人命に対して、いち早く率先して崇高なるボランティア精神において、率先して人命救助にあたるというのが消防団員の方々かなというふうに思っていますので、实际的に財政措置的な部分的には、後からついてくる部分かもしれません。しかしながら、処遇改善という点では、今お示しになっている消防庁からお示しされた部分について、準則していくという部分が町としての考え方かなというふうふうには考えております。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

安心しました。そうであれば、たとえ交付税措置がぐんと、今と変わらない、あるいはそれほどまでもに多くなっても、消防団の待遇というのは改善していく、そういった町の方針だということ間違いありません。

◎総務課長(板橋正良君)

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋総務課長。

◎総務課長(板橋正良君)

その方針でいきたいというふうには考えております。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

大いに安心いたしました。

続きまして第2の再質問でございますが、再質問というか確認させていただきたい点なんですけれども、今後、水田貯留機能強化計画を策定し報告していくということなんですが、これはどの課で担当することになりますでしょうか。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

それでは私のほうからご説明を申し上げたいと思います。治水の関係については総務課なんですが、多面的支払機能という部分につきましては産業課の主管となりますので、その部分についてお話をさせていただきたいと思います。

田んぼダムにつきましては、当然今ほど話が合ったとおり、洪水のための治水という部分で貯留をするような仕組みでございしますが、それは個人の生産者さんをお持ちになっている田んぼに対して、いわゆる水を溜めてくださいとお願いをする部分でございまして、その支払制度の中で、10a 当たり 400 円なり、5 年以上経過した組織につきましては 75%でありますので、300 円という加算金が出ることになってございます。

それを踏まえて、条件としましては、その組織の中の田んぼの 5 割以上の、いわゆる田んぼがそれをやるということにならないと、その組は加入できない、加算金はもらえないという形になってございます。

町としましても、当然組織の中に、いわゆる要望があるかどうかということでアンケート調査をいたしますので、今後その要望があれば、町として計画を策定させていただいて、そのことについては町が計画を策定し、その計画に基づいて皆さんからの要望があがってきた部分についての計画を出していただいて、交付金の算定の中に入るといった形になるかと思っております。

ただし、なかなか組織自体が今高齢化なり、なかなか担い手がないという状況も当然ございますので、今ほど議員のお質しのとおり、連携してやらないとあまり意味がないんじゃないかという部分も当然ありますので、その地域、地域でも状況がありますが、いわゆる治水のために河川に流れ込む、いわゆる量を一時的に貯留するというようなこともありますので、町としましてはそういうメリット、利点を常に注目しながら、参加していただくような形になるかどうかということでアンケートを取らせていただいて、それを踏まえて町も対応していきたいというふうに考えてございます。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

担当が産業課ということで、少し安心したんですけれども、答弁にもあったように、実際にこのお金というのは多面的機能直接支払のほうで使われることになると。そうしますと、やはり切っても切れないのが農家さんの負担ということになってまいりますので、ちょうど洪水の時期というのは一番田んぼに水が入ってほしくない時期が多いものですから、これをじゃあ治水のためだからといって、じゃあ進めてしまっても問題ですし、やはりそこは農政のほうの意見を十二分に取り入れていただいて進めていただきたいと思うんですけれども、農政からの、農政の視点からのこれについてちょっと見解を

お伺いしたいと思います。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

今ほど議員お質しのとおり、ちょうどやっぱり雨が降る時期が稲刈りの前とか、田植えの後とか、水が溜めたくない時期に多い傾向があるというふうには認識しております。しかしながら、やはり下流域への、いわゆる洪水、氾濫等を防ぐためには、そこで貯留していただくのは一番いいことでございますので、いわゆる自分の集落の上であれば、皆さんそういう同意が得られるのかなとは思いますが、なかなか下流域になると、ほかの地域の影響という部分については、なかなか認識できない部分も当然ありますので、その辺は町一体として考えながらアンケートを取らせていただいて、やはりなかなかやれる、やれないは農家さん次第という部分も当然ございますので、やはりそれで生産量が変わってしまうとか、米がちゃんとできなかったなんていうことになってしまうと、なかなかその部分については町がどうこうという形もできない部分もございますので、その辺につきましては、よくその組織の中で協議いただいて、やる、やらないを決断していただきたいというふうには考えてございます。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

最後に広域連携についてなんですけれども、県内で初めて喜多方市がこのように 6 月議会のほうで示したということで、おそらく注目度が高くなってくると思うんですけれども、喜多方市はご存知のとおり会津地区の中で見れば一番下流に存在する市町村でございまして、必然的に喜多方市の洪水を防ごうと思えば、湯川、坂下がやる必要がある。今は坂下の洪水を防ごうと思えば、若松、美里がやる必要があるということになってくるんですが、おそらく今後、いろんな国の実証実験、秋田のほうでも始まったりしておりますので、おそらく全国的な議論になってくるのかなと。

その際に、その広域的な話、これをやろうとか、そういう話の推進ではなくて、しっかりと自治体間の連携というか、うちのほうはやったとか、やらないとかじゃなくて、効率的に、じゃあ上流域がやるんだからとか、下流域がやるんだからとか、そういったことで連携をぜひとも推進し、図っていただきたいんですけれども、その点いかがでしょうか。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

赤城議員のお質してございますが、今、喜多方市、最下流と赤城議員申し上げたんですが、実は坂下が最下流なんです。喜多方の濁川は坂下の旧宮川、鶴沼川、あれより上流にあるんで、最下流は残念ながら坂下なんです。

そこはいいんですが、この田んぼダム、田んぼに 10 cm 溜めてくださいということなんです。そうすると 1 反当たり 100 t の水が溜まるということでございますので、相当量の維持、貯水はできるということで、この田んぼダムという考え方が出てきたんですが、それで、この間も私、農協の組合長さんとお話したんですが、J A は今、よつばになって、このもともとの坂下が入っていたみどり地区、喜多方が主となっていたいいで地区、若松が主となっていたあいづ地区、と南会津地区はこの会津盆地から外れますが、これ J A が一つの J A になっておりますので、そんな中で、そういった全体の連携が必要でしょうという話をしました。それで J A から、そのような農家さんに指導はしていくということでございますので、この会津盆地の広域的なという中で、各市町村長さん方とも機会あるごとに私からも声かけをして、こういう連携は必要だということ訴えていきたいなと、こんなふうに考えます。以上でございます。

◎4 番(赤城大地君)

以上で質問を終わります。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、赤城大地君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の一般質問を終わります。

明日 29 日は、午前 10 時より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

29 日の議事日程は当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長(水野孝一君)

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。(散会 午後 3 時 09 分)

ただちに、議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催しますので、ご参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 6 月 28 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員